
平成23年第3回大和町議会定例会会議録

平成23年6月15日（水曜日）

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

出席議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅野 元 君	保健福祉課長	瀬戸 善 春 君
副 町 長	千坂 正 志 君	産業振興課長	庄 司 正 巳 君
教 育 長	堀 籠 美 子 君	都市建設課長	高 橋 久 君
代表監査委員	三 浦 春 喜 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
総務 まちづくり 課長	遠 藤 幸 則 君	会計管理者兼 会計課長	浅野 雅 勝 君
財 政 課 長	千坂 賢 一 君	教育総務課長	織 田 誠 二 君
税 務 課 長	伊 藤 眞 也 君	生涯学習課長	八 島 勇 幸 君
町 民 課 長	瀬戸 啓 一 君	総務 まちづくり 対策官	千 葉 恵 右 君
環境生活課長	高 橋 完 君	産業振興課 企業誘致 対策官	浅 井 茂 君

事務局出席者

議会事務局長	浅野 喜 高	主 査	藤 原 孝 義
班 長	瀬戸 正 志		

議事日程

日程第1「会議録署名議員の指名」

日程第2「一般質問」

- ・大友 勝 衛
- ・藤 卷 博 史
- ・松 川 利 充
- ・浅 野 正 之
- ・平 渡 高 志

日程第3「議案第39号 平成23年度大和町一般会計補正予算」

日程第4「議案第40号 平成23年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

日程第5「議案第41号 平成23年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時59分 開 議

議 長 (大須賀 啓君)

皆さん、おはようございます。

本会議を再開します。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、6番高平
聡雄君及び7番秋山富雄君を指名します。

一般質問に入る前に、きのうの高平聡雄議員の質問に対して執行部より

報告がございますので、最初報告をしていただきます。

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おはようございます。

昨日の高平議員のご質問の中で、地震発生後に大和町の無線放送、第1回目何時ごろどういった内容でということございまして、これにつきまして、ご報告をしたいと思います。3月11日でございますが、2時52分に第1回目やっているのです。内容につきましては、「こちらは防災大和広報です。大和町役場総務まちづくり課からお知らせします。先ほど強い地震が発生いたしました。余震にご注意ください。以上防災大和広報でした。」ということで、まず地震のあったこと、これは皆さんおわかりですが、そういったことについてのことと、それから余震に注意をしてくださいということをご報告を第一報しております。

その後、3時5分ごろですが、災害対策本部を設置いたしましたので、そのことについて本部からということのお知らせ、「設置をいたしました。また各消防団につきましては、警戒体制になってください。」という旨の第二報をやっているところでございます。その後、順次そういったものを繰り返しているということでございますので、ご報告をさせていただきます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

報告終わります。

日程第2「一般質問」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第2、一般質問を行います。

きのうに引き続き、順番に発言を許します。

13番大友勝衛君。

13 番 (大友勝衛君)

皆さん、おはようございます。

きょうは五月晴れではないのですが、6月の新緑が目にもぶしいぐらいのきょうはいい天気の中で、余り触れたくないような質問ですけれども、今回の震災についてのご質問をさせていただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして、3件について質問をさせていただきたいと思います。

まず1件目、東日本大震災で発生した災害ごみ処理についてということで、今回の震災によって発生した膨大な量の瓦れきを含めた災害ごみで、燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、さらには瓦れき等のそれぞれの本町での推定量はどのくらいになっているのかということで、また、合わせてそのおのおの処分の方法等について、まずお伺いしたいと思います。

また、災害ごみの無料での受け入れ期間が当初の4月30日から6月30日までとこれを延ばしていただいたことに関しましては、私からも厚く御礼を申し上げたいと思います。工事業者等々含めて大変忙しい中で、なかなか大和町内の要望にこたえられないというのが現状であったわけで、速やかに6月まで延ばしていただいたということで感謝をするわけでございますけれども、まだまだ被災された家屋あるいはまだブロック等も多分多数残っているのだと、被害を受けられたブロック、それらの処分もまだ完全に済んでないというのが現状だろうと思います。

その中で、大和町として、町としてその処理がどの程度進んでいるのか。まず、そういった、さらには今後どのぐらいの期間が当然かかるのか、その辺の見通し等についても、どうお考えなのかお伺いしたいと思います。

また、災害ごみの処理費用については、当然のことながら膨大な金額、金もかかるわけでございますけれども、当初国の責任において、県を介して一元的に行うというような国の方針が一時は示されたということでありまして、県も広範囲の中で大変苦労されているということだろうと思いますけれども、県を介して一元的にという当初の計画が県も厳しい中でできる限り各市町村でというようなトーンが下がってきているような感じを受けられるということで、町としてもそれらを当然任せられた場合処理できるのかできないのか含めて、その例えば大和町が受けることになれば、その処理費用等もどういった負担になってくるのか。それらを含めて、

この町の対応等についてをお伺いしたいと思います。

議長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの大友議員のご質問でございますが、初めに今回の震災で発生いたしました震災ごみの推計についてでございますけれども、これ今月末の見込みということで一応推計しておりますが、木材などの可燃物につきましては1,210トン、トタン、石膏などの不燃物、これが240トン、ブロックやかかわら等の瓦れき、これが2,800トン、粗大ごみが250トン、総量4,500トンと見込んでおります。

それらの処理方法につきましては、コンクリート、ブロック等は粉碎をし碎石等にし、木材は細かく破碎してチップ燃料等、そういう形で可能な限りリサイクル処理をし、リサイクルできなかったものを最終処分場処理と考えております。

次に、6月30日までですべての搬入が終わるかということでございますけれども、解体業者等の都合から作業が大幅におくれているという状況も見受けられるところでございますので、7月以降につきましては被災者の方からの申し出をいただき、受け入れ日時等の申し合わせをして対応していきたいと考えております。

受け入れについて、常時受け入れということではなく、もう少し絞った形で、町内のごみの確認をしながらと言えいいのでしょうか、そういった状況にしていきたいと考えております。

なお、受け入れ期限はいずれ必要と考えておりますので、その町内の被災状況のほか家屋等の修理、片づけの度合い等を考慮しまして、被災ごみ受け入れの期限を決定してまいりたいと考えております。

次に、ごみ処理の費用のご質問でございますけれども、今議会でもご提案しておりますとおり、6月までの搬入量推計で災害廃棄物総量4,500トンということで申し上げましたが、これを処理するのに7,990万円と見込んでおるところでございます。

一元的な処理については、県に対し事務委託が可能かどうか確認してい

るところでございますが、県が受託して処理を進める地域につきましては、今回は沿岸部の市町のみとなっております状況でございます、内陸部につきましてはそれぞれの市町村で処理することとなっております。

災害ごみの処理に要する費用の負担割合でございますけれども、処理費用、これは事務費も含んでの全体の2分の1を国が国庫で補助いたすことになっております。そして、残りの部分につきましては起債となります災害対策債ということでございまして、後に地方交付税算入にするということでございますけれども、補助以外の処理経費のすべてが交付されるか不明瞭な部分がまだありますことから、今後、県内市町村とも打ち合わせながら、国による全額国庫負担を重ねて要望してまいりたいと、このように考えておるところでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）
13番大友勝衛君。

13 番 （大友勝衛君）

ただいま町長からの対応についての説明をいただきましたけれども、まづもってそれぞれリサイクル可能なものはリサイクルに回すということでございますけれども、特に今回かわら等々が大分多く被害を受けられて、それらも瓦れきとしてコンクリートあわせて第一次集積場に当然捨てられている状況であります。ただ、これかわらについては多分碎石として利用はなかなか難しいのではないかと、固いというかそういった関連からそれらはどうされるのか。

そして、またリサイクルできなかった部分については最終処分場ということでございますけれども、これ黒川行政事務組合の最終処分場なのか、県が指定された一元的に沿岸部含めて対応する場所に処分するのか、改めてその辺の確認をしておきたいと思えます。

また、燃やすごみ等々についても、当然行政事務組合の施設を使うのだと思えますけれども、ご存じのとおりその焼却施設も老朽化している中で、今回当然震災被害も受けたわけですがけれども、果たしてこれらの相当量の予想される中で、それに対応し得るものかどうかということもあわせてお尋ねをしたいと思います。

最後にですが、その中で2分の1が国が国庫で補助をし、そしてさらに残りについては起債ということでございますけれども、町長も今答弁の中で不明瞭の部分がありますということでございますから、当然起債については町としての起債を起こすわけですけれども、その後での交付金対応ということになるかとは思いますが、果たしてこれが今の日本のこの災害よっての財政上の中で、これが確実に町に何年ぐらいもかかってそれが交付されるのか、やはりそれらも大変気になる部分というふうに私なりにも思っています。当然大和町も震災対応以外に事業を当然起こすわけで行っているわけですから、それらについても新たな起債が発生しないとも限らないという状況になるわけです。それが将来の町の事業執行に影響はないのか、あるいは財政規模上の起債制限比率がどうなってくるのか、それらを含めてもう一度町長のお考えをお聞きしたいと思いますし、要はその辺が腑に落ちないというのは、やはり沿岸部と違って被害率は当然少ないわけでありまして、激甚災害指定を受けている町村ということで、その指定に基づいて沿岸部とここでは違うのかと、国の対応が、本来ならば同じ災害を受けて指定を受けたのであれば、同じような対応をしていただきたいというのが我々の願いというふうに思います。

まず、その辺も含めて、再度答弁をお願いをしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問でございますが、まずコンクリート等の処分についてでございますけれども、そのとおりすべてが碎石等になるとは思っておりません。やはりそれになるもの、ならないものというものがあまして、できないものについては最終処分場ということになると思います。

その処分場をどうするのかということでございますが、今、お話のあった黒川行政事務組合の最終処分場ということについては、現在のところそれは考えておりません。あそこにつきましては、最終処分場とは言いながら焼却した灰を処分するという基本的な考えの中で、黒川郡、富谷を除い

てですが、3カ町村の処分場ということでございますので、もともとそういった最終処分場とは言いながら目的が違うということでございます。また量的にも、あそこではとてもできないと思っております。したがって、県との今後どういった場所での最終処分をするというか、そういったこと今後出てくると思いますが、その処分場につきましては県の指導とか、そういったものを仰いだ中で処理していかなければいけないと思っております。

また、燃えるごみでございますが、これにつきましても現在黒川行政でやっている処理場での処理については到底追いつかない状況でございます。それで、それぞれの町村で委託等々を考えて、別個に、黒川行政の処理場とは別個にそういった処理の方法を考えていかなければいけないと考えております。

まだ、業者確定しているところでございせんけれども、少なくとも行政事務組合の中で郡内のものを一括して請け負うだけの能力がないという現状にありますので、この瓦れきにつきましては別途の形での処理を町としてそれぞれ考えていかなければいけないと、もちろん町独自というか、委託等した中で考えていかなければいけないと思っております。

それから、この費用についてでございますが、議員ご心配のとおり起債の場合は借入金でございます。町の借金ということになりますし、それは町が払っていくということでございます。交付税で算入をするということで、国の方では現在そういう形での進めになっておりますが、なかなか交付税というのは見えてこないところがございまして、我々としましても起債、交付税処理というよりも、国庫補助で多くをやってくれるように、現在も、今2分の1でございますけれども、それをもっと多くしてもらおうような働きかけといいますか、国の方に申し入れをしているところでございます。借入金、起債をし、交付税算入とは言っても、先ほど申しましたとおり町の起債がふえるということでございますので、このことが全く今後の町の通常のまちづくりに影響が全くないかと言え、これは全く別個のものであるというものではないものですから、それについてはできるだけないように、もちろんやっていきたいと思っておりますが、100ゼロかと言えそうではないと思っております。したがって起債というもの、交付税算入とは言われているものの、この部分をできるだけ割合を少なくすると、そう

いったお願いをしていかなければというか、今やっているところでございます。

それから激甚指定の中で、沿岸部と内陸部での考え方が違うのかということでございますが、基本的には同じというふうに聞いております。ただ、やはり先ほどのごみの処理についてもそうでございますが、沿岸部での処理は国県がまとめてやる。こちらの方の内部については、やはり独自でというような、そういったような、何と言いますか、被害の度合いによって全く同じような考えではない部分もあるのも現実だと思っております。基本的には同じということでありましてけれども、現状的に見て、沿岸部でやっているものを同じものを我々にもと言える状況でもないと思っておりますし、その辺はお互いに互助ではありませんけれども、そういったお互いの立場をわきまえた中での考え方を持っていかなければいけない部分もあるのだろうと思っております。基本的には、激甚という全体のくくりは同じというふうには聞いておりますが、また激甚でもこっちとこっち、こういうふうに違いますという明確なものはないと思っております。現在のところでは。以上です。

議長 （大須賀 啓君）
13番大友勝衛君。

13 番 （大友勝衛君）

今、瓦れき等々最終処分場問題については、当然県で一元的に、リサイクルできないものについての処理するという、その指導もあると。さらには、そうすると、その捨て場についても、処理場についても県が指定するというふうに理解してよろしいのですか。まず、その辺もう一度お伺いしたいと思えます。

今、激甚災害についての、町長おっしゃったように同じであるべきだと私もそう思うのですが、いかんせん被害率等々見れば、当然沿岸部は気の毒な状況ということでありましてけれども、同じ国の施策の中でその激甚災害指定を受けたことによって、差異があってはこれはおかしいのではないかと、私なりに思っておるところです。ぜひ、その辺も踏まえて、やはり国による全額国庫負担の中で、さらには起債をするにしてもその起債に

対する交付は、やはりある程度明確に何年度何回において町に交付するところまで持っていかないと、なかなか町村の中で理解できない部分があるのだというふうに私は思うわけです。ぜひ、その辺、今からなお国等々にも全額国庫での負担ということで要望を深めていくということでございますけれども、それに尽きるわけですから、ぜひそれらについては町長も宮黒町村会長になったわけですから、ぜひ大きな意味での取りまとめをしていただいて、やはり我が町の負担、当年度においての負担ができるだけなくなるような努力をしていただきたいと思いますし、やはり交付金で対応すると国の方針であれば、それは何カ年に分けて交付されるのか、やはりそれらも明解な答えをもらえるような要望等々も当然重ねていかなくていけないのかなと思いますので、それについて、改めてもう一度、町長の決意なり考え方をお伺いしておきたいと思っておりますし、あと解体について質問には出しておりませんでしたけれども、仙台市では解体費用については全額仙台市が、これは国の予算出るかどうかわかりませんが、そういう対応がなされると。また一方では、大崎市は解体された瓦れき等々のあれは有料化しているという部分もあります。その辺、おのこの市町村の中で大分取り組み状況が違うということでもありますけれども、ぜひ国の支援策があれば、ぜひぜひ解体費用についてもそういった国の予算があるのであれば、できるだけ被災者が負担が少ないような支援策を講じるべきだと思うわけです。いまだ、当然予算的なものをつかない中で、解体もできないあるいは企業が少ないということで、解体業者さん、そういう方もいらっしゃるようです。ぜひ、そういった困った方々ができるだけ多くの支援を受けられるような体制を取っていただきたいと思います。その辺についても、もう一度町長のご答弁をいただきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
それでは、ただいまのご質問にお答えします。
最終処分場の指定につきましては、県の指定かということでございますが、現在町にそれぞれで処分しろという指示は現在のところきておりませ

ん。それで、県の方でも、今各町村というか、被災地で集めたのをどこに集めるかとかいろいろ調整をしているところでございまして、最終的にはやはり県の方での指定と言いますかこの場所にということになるのだと思っています。町でというと、それぞれということになりにくいかなと思いますし、またそういうふうな形に県の方にもお願いしていかなければいけないと思います。

それから、激甚での差異ということで、もちろんそうだというふうに思っております。差異と言いますかあってはならない。ただ、沿岸部との違いというのはどうしても出てくるのかなという思いはありますけれども、そういった同じ激甚でございまして、県としての対応を同じようにしてもらおうというお願いをしていきたいと思っております。

また、起債の償還、何年間で交付税算入とか。基本的には起債償還期間でというのが原則かと思っておりますけれども、その期間で常にそれを交付税の中に入れてきて、そこで返済をしていくのだということになりますので、前もって余り多くよこすということはちょっと考えられないので、やはり起債の償還期間での返済返還ということになるかと思っております。

それから、解体費用ということでございまして、今、お話ありましており、これまでもそういったものにつきまして、どういった対応ができるかということで、いろいろ検討もなされてきたところでございまして。実は、けさほど議長にお願いをしまして、追加提案ということで3日目に追加提案をさせていただくということで、きょうお昼から議運を開くということでございまして、今議長にお許しをいただきましたので、一部ここでお話をさせていただきたいと思っておりますが、解体につきまして、国の方の費用でその解体も見られるというような解釈ができてまいりました。これまで解体費用の撤去費用といいますか、運ぶ部分のものにつきまして、先ほど申しました国庫補助金半分で残りを起債でということを進めてまいったところでございまして、その制度の中に解体の部分、全壊、大規模半壊、そういったものの解体も同じような取り組みをしてもよろしいというような判断がなされておるところでございまして。それで、急遽、今回追加ということをお願いすることにしておりますが、そういう形で国の補助の中でそういった解体も見られると。これまで解体された方もおいででございまして、手続の問題はいろいろまだまだ整理する部分もあるのですが、基本的

にはそういった考え方で、今回追加の予算も計上させていただき予定としているところでございます。

議長 （大須賀 啓君）
13番大友勝衛君。

13 番 （大友勝衛君）

この問題、大和町だけでなかなか処分される問題ではないということは、当然わかってますけれども、町長、今お話したとおりできるだけ起債も減らすような、なお努力をしていただきながら、国にも要請をしながら、ぜひ後年度にできるだけ残らないような対応をしていただければと思います。

また、今、解体費用についてもというお話もお答えいただきましたけれども、大変、今、解体するにしてもなかなか費用も出ない、あるいは共済金だってそれ相当にそれぞれ加入によって額が違いますし、困っている方も当然いらっしゃる。いまだ、夜になれば隣のうちにお世話になっているという方もいらっしゃるようです。そういった意味では、大変ありがたい方針かなと思いますので、ぜひそういった困っている方々が幾らでも救われるような対策を講じていただければと思います。なお一層の、国、県に対しての要望事項も含めて町長に頑張ってくださいようお願いしたいと思います。

それでは、2件目の本町で震災以前に計画されていた国、県補助での公共工事は震災による影響はないのかということで、今回の大地震によって発生した津波によって、太平洋沿岸部の被害、福島原発による放射能汚染被害等、未曾有の甚大な被害に対し、復旧に要する費用の捻出に国では大変四苦八苦しているような状況の中で、本町で予定されております国直轄事業並びに国県補助事業を含めて、公共工事の計画どおりの事業執行がされるのかということでお伺いをしたいと思います。

また、あわせて災害復旧工事の今後の対応は。

以上についての、今申し上げました情報の把握と、それに対する町としての考え方、とらえ方といいますか、それをお尋ねをしたいと思います。

なぜ、そういう質問をしたかと言いますと、現在、吉田川改修が4工区に分けて1工区は既にほぼ終わっているという中で、継続的にやっていく

経過があるということです。それが果たして計画どおり進むのかということで、吉田川については大雨によれば氾濫を心配して避難をしなければならぬような状況の中で、できるだけ早い工事完了を待っているわけですが、今回の震災によって財源的な都合の中で、これが予定どおり進むのかどうかということも当然懸念されるということでもあります。

また、今回第2工区の中に入っているかと思えますけれども、地元からある程度の要望が、河川改修に対する要望にあったわけですが、既に過去にブロックで護岸されている箇所がありますけれども、これすぐ宅地になっているという状況の中で、今回の震災でその護岸ブロックがひび割れあるいは崩れそうになっているという状況の中で、当然宅地も地割れが入っていると。そして、今建物もそのために傾斜しながらした中で解体をやっているという状況にあります。それらを含めて、あわせてこの震災の中で、対応の中で、当然対応してこれが国がやるのだと思えますけれども、宅地部分もそういった状況でございますので、あわせてこれらも町としてどう対応されるのか、それをお伺いしたいと思います。

議長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

それでは、まず震災以前に計画されていた国県補助での公共工事の影響に関するご質問でございますが、このことにつきましては4月15日付で議会の皆様から、東日本大震災に関する要望ということで、公共工事に限らずすべての国県補助事業に影響を及ぼさないことについて要望書をいただいているところでございまして、国県支出金は本町の一般会計歳入の15%を占めるものであり、早速県町村会、宮黒町村会を通しまして国県への要望を行っているところでございます。

なお、国におきましては、第一次補正予算の財源につきましては、既存の歳出予算3兆7,102億円の減額が盛り込まれておりました。この中で現在公表されているものには、公共工事分については見当たらないようでございますけれども、なお影響等については今後も注視しながら要望をしなければならぬと考えております。

また、予算枠でもありますけれども、工事執行につきましても昨日鶉橋議員のご質問にもお答えさせていただきましたが、調整を図りながら適正な事業執行をしてまいりたいと思っております。

また、災害復旧工事に対する今後の対応ということでございますけれども、先月5月27日に開催いただきました臨時議会におきまして、各担当課から概要をご説明申し上げましたとおりでございますけれども、国災の主なものでは公共土木施設災害復旧事業の道路橋梁災害復旧工事業で、54路線60カ所、事業費4億8,800万円、都市施設災害復旧事業では4カ所で1億1,200万円、公共下水道事業災害復旧事業につきましては7カ所で5億3,500万円と箇所数、事業数とも極めて大きくなっておるところでございます。国災につきましては査定を受け、その受検後速やかに実施設計を行って、工事発注をして復旧に向けて対応を考えておるところでございます。

また、吉田川の改修についてでございますが、ご承知のとおり三川合流以降やっておったところでございます。このことについて、1期工事、2期工事、3期工事とあるわけですが、きのうも鶉橋議員のときにもちょっとお話したのですが、北上川下流工事事務所の方から、今回地震を受けておる沿岸部の復旧、そういったものが優先をするので、工事のおくれは見込まれるというようなお話はいただいております。工事が中止になるとかそういうことではなくて、その災害復旧の方が優先といたしますか、ということで、それも下流部からというお話になっております。

なお、吉田川ブロック護岸の崩れ、いわゆるこれにつきましては災害ということでもございますので、なお国の方でもそういった部分でこれまでの工事とは違った部分で、そういった部分当然そういったものの復旧が優先だろうと思っておりますが、なお国の方にもその辺改めてお願いをしていきたいと思っております。以上です。

議長 (大須賀 啓君)
13番大友勝衛君。

13番 (大友勝衛君)
当然この予想もしない大きな災害ですから、河川等々については下流部

からというのはこれは当然のことだとは思いますが、ただ先ほど申し上げたとおり、すぐ住居がある中でそういった被害が発生しているということで、第二次被害にもなりかねない状況の中で、やはりそれらも含めて再度確認をしながら、やはり国災なり何なり対応で早目に改善されるような、町の努力をお願いしたいと思いますし、けさの新聞も亜炭鉱跡が大分陥没したとか、いろいろなきょうの新聞にはのっておりましたけれども、やはり河川に限らずまだまだ当然地元の方も地割れ等々含めて確認されていない部分が多分あるのだらうと思いますし、ぜひ二次災害、三次災害にならないような、当然町としても忙しい中ではあると思いますが、再度そういった調査もすべきでないのかなと思いますし、ぜひそれらについても前向きな取り組みをお願いしたいなと思います。

その辺についてもう一度。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
災害の対応ということでございますが、今、応急復旧から本復旧へ向けて、国の査定等受けながら進めておるところでございます。
ただ、道路何かでもやはりまた部分的に陥没するかと、そういった道路が大きなところではまだないのですが、そういうところに見受けられます。そういうところは応急、応急で措置をしておりますけれども、そういった形でまだまだ動いているといいますか、そういう落ち着きがない状況でございますので、そういったことについては十分目配りをしながら、しっかり対応してまいりたいと思っております。

議 長 （大須賀 啓君）
13番大友勝衛君。

13 番 （大友勝衛君）
それでは、それらについての対応を、ぜひ見逃すことのないような、万全の対応をしていただきたいと思います。

それでは、3件目でございますけれども、震災被害による事業所移転を余儀なくされた企業の受け入れに特例措置をとということで、震災と津波によって事業所が流され、安全な場所での事業継続を希望する企業からの、今、私、大和インターの周辺、土地区画整理組合にも多く来ております。ただ、すぐ利用できる区画整理地内との希望が多い中、被害にあつて資金的な面からもリースでの対応ということで強く求められているという状況でございます。

現在、大和町で企業立地奨励金等々の用地取得に対する制度はあるものの、賃貸に関しては対応されてない制度であります。本町に賃貸で立地を希望される被災企業が進出しやすい特例措置あるいは支援措置の創設をすべきと考えておりますので、その辺の町長の考え方をお伺いしたいと思ひます。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの被災企業に対する進出に対しての賃貸での希望される場合の特例という話でございます。

議員お話のとおり、今回東日本大震災で被災されまして、事業活動に支障が生じた企業が、事業継続の再開地を安全な場所だと願うのはもっともことだと思つておりまして、今回震災におきまして比較的被害が軽微であった本町の工業団地等への進出を決定された被災企業も、既に2社ほどございます。これまで本町におきましては、企業の立地を促進するものとして、平成13年4月に大和町企業立地奨励金制度を創設いたしております。これによって、農村地域工業導入促進法、いわゆる農工法に基づいた固定資産税の課税免除の適用外であった大和インター周辺流通団地や大和流通団地なども適用団地として立地企業が納付の固定資産税相当額を奨励金として交付するなどの優遇策によって、ここ二、三年来大規模な企業立地が相次いでおりまして、その立地企業への交付する奨励金の財政負担も大きくなっている現状もでございます。しかしながら、今回被災されました企業を救済をして、さらに宮城の産業の振興を図る、宮城からそういった企業

が離れないようにする、宮城県内にとどまってもらうということも県でも一生懸命やっているところでございますし、そういった企業が本町等にも進出しやすくなるためのそういった制度、これまでの大和町企業立地促進条例がございますので、いろいろ条件等につきましてはそういったものベースとしなければいけないと思っておりますが、そういった被災企業に対しての賃貸で立地される場合の対応し得る策、特例策、これはやはり必要であると考えておりますので、前向きに考えてまいりたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
13番大友勝衛君。

13 番 （大友勝衛君）

今、町長の答弁で前向きに対応を考えるということでございますから、大変これは進出企業にとってはありがたいお話だろうと思います。

せっかく大和町が安全・安心な場所として指定を受けたわけですから、ぜひそういった企業が数多く立地できるような体制を取っていただきたいと思えます。

町長の立候補の中で、大きなチャンスを生かしながら宮城県の復興のためにも活力と笑顔に満ちた宮城の中核大和目指して力強くまちづくりを押し進めていくということで、当然これにも合致するのかなと思えますし、ぜひ大和町も被災町でありますから大変なのでしょうけれども、できるだけそういった大和町目指して来る企業であれば、ぜひ前向きに当然やっていただけるということで、大変安心をしたものであります。

ちなみに、ちょっと個人的なお話申し上げますけれども、山元町から要はイチゴ栽培をやっている農家の方がハウスあるいはうちを流されたということで、つい1週間ほど前、農協を通じて私の利用してなかったハウス5棟お貸しできないかというお話もありました。そういった意味であれば、ぜひ使ってくださいということでお貸しをしたのですが、そういったやる気のある、当然企業、あるいは農家等々も含めて、受け入れられる条件があれば、やはり前向きにそういった方々にも支援すべきだなと思えますので、企業にかかわらず農家もそういった状況にあるようですので、それらを含めて町でも農協を通じながら検討されてはいかがかなと思えます。

以上で終わりますけれども、いずれにしましても国、県を相手としての震災対応ということになるかと思いますので、なお一層の町としてのご努力をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

議長 (大須賀 啓君)

以上で、大友勝衛君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午前10時46分 休憩

午前10時56分 再開

議長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

1番藤巻博史君。

1番 (藤巻博史君)

では通告に従いまして、2件質問をいたします。

1件目でございますが、震災時における福祉避難所についてでございます。

たまたまと言っていいのでしょうか、昨年の6月本議会におきまして、福祉避難所につきまして、質問をいたしました。その際には、ひだまりの丘を一時避難所として対応を図る。その後についてショートステイなどの施設等に対応するということございました。今、現在も大震災の余震が続く中、十分な体制の充実が求められるところでございます。

震災から3カ月たった中でございますけれども、まだ終わっていない震災ではございますが、ひだまりの丘ではその機能を十分に発揮できたのかなということ、それから要救護者の移動ができたのかということ、ご質問いたします。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは藤巻議員のご質問にお答えします。

要援護者対策、福祉避難所については、今お話ありましたように6月議
会でご質問いただいて、お答えをしておるところです。

町内では福祉避難所の指定として行っておりませんが、緊急時の
対応としまして、大和町の総合福祉センター、ひだまりの丘で対応を図る
ものとしておりまして、一時避難後の対応につきましては、ショートステ
イを実施している施設等を紹介し、対応を図る考えであるといったもので
ございます。

3月11日の震災後、ひだまりの丘には540数名の方が避難をしておりま
して、一般の方と同じ場所での避難生活が困難と思われる高齢者、乳幼
児、幼児を抱えての家族、障害のあるお子さんなどはそれぞれの部屋に分
離して避難生活を送っていただいております。

ご指摘の要介護者の方については、永楽会のご協力によりましてデイサ
ービスセンターひだまりの丘に避難所を開設をし、24時間体制での支援を
3月19日にまで実施したところでございます。また、自宅に戻れない方々
には介護保険施設でのショートステイが利用できるよう調整を図り、対応
してまいりました。施設も被災されている中、ご協力をいただきました施
設関係者には感謝しているところでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

1 番藤巻博史君。

1 番 （藤巻博史君）

ありがとうございます。

まず最初にお伺いをしたいのは人数的なところでございますけれども、
昨年も要援護者についてお尋ねをしたのですけれども、今現在と言うので
すか、その数、それからこの震災時におきまして、今、高齢者の方とかと
いうことで、乳幼児を抱えている方、障害のあるお子様などそれぞれの部

屋にということですが、もしわかるのであれば、その人数もお聞かせいただければと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
人数につきましては、私、ちょっと、今数字持っておりません。課長の方から説明いたします。

議 長 （大須賀 啓君）
保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長 （瀬戸啓一君）

藤巻議員のご質問にお答えいたします。

大和町に現在要支援者、介護者ですけれども、875名の方がおります。

このたび、ひだまりの丘の方で震災の際に、今、町長回答しました内容で収容した方は35名となっております。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）
1 番藤巻博史君。

1 番 （藤巻博史君）

ありがとうございます。

それで、実は私も当日ひだまりの丘にお一人の方、1.5人ということでございましょうか、視力障害の方をお連れした経緯がありますけれども、その方は同じ場所というのですか、視力障害ですので、たまたまそういう対応だったのかもしれませんが、同じところにおられて、ちょっと違和感を感じたところでございます。

それで、私、機能を十分に発揮したのかという、大ざっぱな聞き方をしたので大ざっぱな人数的なことしかお答えが来なかったのかなと思うのですけれども、一つは今お聞きしました35人でございますかね、その方々ど

ういう方々がもしわかればあれですけれども、福祉避難所というのは介護用品や衛生用品、その方にもしかすると必要で食べ物ですか、それからポータブルトイレとか、ベッド、車いすというようなさまざまな物が必要になるのであろうと思います。そういう方々への手当と言うのですか、そういう物は十分だったのかお伺いしたいと思います。そういう答えが来るかなと思ったらなかったの、改めてお尋ねするところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
もっと詳細なことなのでしょうか。
今回、そういうことで、今申し上げたような形で対応したところですが、その詳細について、そのことにつきましては、そうであれば課長の方から具体的に説明をさせます。

議 長 （大須賀 啓君）
保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長 （瀬戸啓一君）
お答え申し上げます。
藤巻議員ご質問のとおり、福祉、ひだまりの方で、ひだまりで35名の方、ここに詳細その名簿等ございますけれども、具体的に何を配ったかということ、当時お話としましては介護用品対応させていただいたと。当時食料品も対応したという内容でございまして、どなたにどのように者を配ったかということは、ちょっと把握しておりませんので、大変申しわけございませんでした。

議 長 （大須賀 啓君）
1番藤巻博史君。

1 番 (藤巻博史君)

お聞きしたかったのは、その昨年聞いたときにひだまりの丘があるのだということでしたが、一つは避難所、特別なサービスと言うのですか、そういった方々が必要な方が実際に避難されてきて、来られて、言ってみれば本当に大丈夫だったのですかという、そういう意味でお尋ねをしました。具体的に、私のところにあれがなかったとかという声が聞こえているということでは、一つはございません。そのことはお話しておきたいと思います。

それと同時に、ひだまりの丘独自のかどうかは、ちょっとわからないのですけれども、自家発電が動いたのでしょうか。ちょっとそこが疑問なところも実はあって、というのは、ひだまりの丘、それとまほろばホール、私、吉岡ですのでそういったところを訪問して、なじょだったのということで見たと範囲では、まほろばホールについては不自由ながらも自家発電が動いていて、水道もそういう意味で動いていたと。ところが、ひだまりの丘の場合は、どうも、今、自家発電が動かなかったからなのか、トイレについては2階にあるお風呂から水を汲んできて用意してあって、それを流すという段取りでやっていたように思います。そういう意味では、福祉とか、そういう一般的な避難にとっても若干大変な状況ではなかったのかなと思われたわけです。

同時に、もっと言うと、これはもうそういう設定がなかったからでしょうけれども、まほろばホールのトイレは、特にトイレについてですけれども、建物のはじっこにあるから電気が来なくても窓をあければ何とかなるのですけれども、ひだまりの場合は真ん中辺にあるのです。そうすると、電気が来ないと換気扇もないし、真っ暗で水も流れないという、そういう状況に実はなっていました。さすがに2日目に、だと思えますけれども、仮設のトイレが表に運ばれてきて、そのトイレ問題は解決されたように思えますけれども。それで、そのことが7日の余震にも、やはり同じような状況になってしまったということで、一体そこいらで福祉避難所という指定をしている中で、大丈夫なのかなと思ったもので質問したところです。とういのは、トイレならともかくとして、酸素発生器というのですか、そういった方が今回おられなかったとは思うのですけれども、常時電気を必要とする、そういった方がもちろんそれだけではないのでしょうか、

そういったことも含めてどういうふうな対応なのか、お聞きしたいと思います。以上です。あれば。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今回の対応について、本当に大丈夫だったのでしょうかということ、100%でなかったというふうに思いますが、議員もあそこ訪問されておられたと思っております。いろいろな方からお話があったかと思っておりますが、私も行きましたが、感謝の気持ちがいっぱいだという言葉も全員からではありませんが、ちょうだいをいたしておりますので、ああいった緊急事態の中では完璧ではないにせよ、一応の対応ができていたと思っております。しかしながら、お話のとおり、これまで我々が考えていた以上の状況の被害があったところでごさいます、最初からの設定につきまして、甘かったと言え、そういう言い方をされればやむを得ないというところでごさいます、そういった中でございました。今回、自家発電とかそういったものについても、これまでは議員からいろいろお話があった中で、今回のこの震災を教訓に見直すべきところ、不足しているべきところ、またよかったところ、今後それをますますよくしていくべきところ、いろいろあったと思っております、そういったものが、今後こういったことを教訓にして生かしてということは非常にまずいかもしれませんが、今後そういったものについては、ご意見を聞きながら対応していく必要があるというふうに思っております。そういった部分で反省する部分、これはひだまりの丘に限らず今回の震災におきまして、みんなして検証して、そういったものを少なくしていくように努力してまいりたいと思っております。

議 長 （大須賀 啓君）
1 番藤巻博史君。

1 番 （藤巻博史君）

町長の発言に尽きるようなところもあるのですけれども、とにかく3月

11日、それから皆さんご存じですけれども7日に余震があったということで、本当にその間に改善されてもよかったのではないかなという部分が、また同じようなところが見受けられたということで、今回質問をさせていただきました。

やはり、いろいろな方々が来られるということで、大変ないろいろな想定をしなくてはいけない、そういう分野だと私は思っております。ということで、ぜひ今回のことを教訓にして、また抜かりのないような対応ということでお願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

2件目でございますが、洞掘川周辺の歩道の改善についてということでございます。

昨年5月に、洞掘川の周辺の歩道の改善について申し入れを行ったと、だれが何がいつ行ったのだということですが、これは都市建設課に直接、私が入っております生活健康を守る会という会中のメンバーで車いすの方がおられまして、その方がやはり周辺の歩道を歩いていてどうしても改善してもらいたいことがあるのだということで、申し入れを行ったという意味でございます。そういう中で、改善を申し入れを行いました。

そういう中で、歩道の入り口に車どめがあって車いすが通れない、あるいは川沿いの手すりと言うのですか、柵と言うのですか、それが端っこから10メートルくらいあるのですけれども、それ以後真ん中辺は柵がないということを何とかしてほしい、あるいは車いすでは危険な段差がある、町道を横切るところに横断歩道が欲しいなどを要望したところでございます。そういう中で、都市建設課からは、歩行者専用道路としているので、急勾配のところだけ通行人に注意を喚起するための安全柵であるということで、車いす、あるいは自転車についてもそうですけれども、通行は制限しているとのことでした。庁舎が移転して、今、1年以上たっているわけですが、周辺に住宅がふえて散歩する方もふえていらっしゃる。車いすの方からも散歩コースとしてもすばらしいので、通行できるようにしてほしいとの要望があるということでの改善してはどうだろうかという質問でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、洞掘川周辺の歩道の改善についてのご質問でございました。

この洞掘川の歩道につきましては、県管理の河川区域となっております。平成18年度に町が県から河川法に基づきます占用等工作物の設置許可を受けまして、洞掘川緑道、歩行者専用道路として整備したものでございます。議員お話のとおり最近周辺にも住宅もふえまして、散歩する人もふえているところでございまして、洞掘川の流れに親しめる空間として整備した効果があらわれてきているものと見ております。

また、昨年には仙台土木の方で河川の雑木と土砂撤去をしていただきまして、一段と親しみやすい環境になったものと思っております。

さて、議員から車いすの方からも散歩コースとしてすばらしいので、通行できるようにしたらどうかとご提案でございましたが、昨年5月にお話になりました大和・大衡村生活と健康を守る会より同様の要望がありました。そのとき、現時点では転落防止と車いすの安全な走行の対策が十分と言えない状況もありますので、安全の管理のため通行制限はやむを得ないものと考えているところでありますとご回答を申し上げたところでございます。なお、車いすでのご利用についての想定をしながら、利用者の安全策について、これまでも検討して一部修正もしておりますけれども、今後とも検討を加えてまいりたいと思います。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）
1 番藤巻博史君。

1 番 （藤巻博史君）

今、町長からご回答いただきましたが、昨年、先ほど申しましたように同様の要望をしたところでございます。だめだと言ったのに何でだというか、何でもう一度改めて質問を申し上げたかと言いますと、まず、そのときの回答でちょっと今回の回答になかったところもございますので、読み

たいと思うところでございます。

まず、「安全柵には一部が、これトイカンと言うのですか、落差工事などの構造物により急勾配となっているために、通行人に喚起をする目的で部分的に設置をしているものであり、このような状況から自転車については通行制限をしております。車いすでの通行についても安全管理のための通行制限はやむを得ないのであると考えます。」という、横断歩道については公安委員会等が総合的に判断して設置するという回答でございました。

町長の答弁にはそういう言い方にはございませんでしたが、一つは安全管理のために通行制限はやむを得ないということなのですが、どうして中間に手すりがないのかというのを改めてお聞きしたいと思います。つけないのかということ、もし安全管理ということであれば、通行人にとっても中間に柵があった方がいいのではないかと思いますので、そのことについてお尋ねいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
柵のある場所につきましては、土手の急なところでございますので、より安全にするために柵をしているということでございまして、何で安全でないところに全部つけないのだというのではなくて、安全なところだけでも、その中で少し危なそうなところ、注意を促した方がいいところに柵をつけているということですから、逆に考えてください。

議 長 （大須賀 啓君）
1 番藤巻博史君。

1 番 （藤巻博史君）
逆にと言うのですか、逆に言えば、柵つければもっと安全でつけないでいるのがよくわからないというふうにも思うのですけれども思うのですが、逆読みするとつけなくてはいけないところにはつけているのだろうと思うのです、勾配が急で、そうでないところでもつける、つけてる方がいい

いのではないかと言うか、つけるべきでないかと私の思いとしてはあるのですけれども、そのことについてつけない理由というのはあるのでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
つけない理由とかという前に、川すべてに柵がつけられるのでしょうか。いや、質問ではなくて、と私は思います。

議 長 （大須賀 啓君）
1 番藤巻博史君。

1 番 （藤巻博史君）

この歩道でございますが、西の方は吉田落合線、六角橋というのがあるのですけれども、そこから意外と長いのです。黒川病院の裏までということで1,500メートルほどございます。それで、西の方には六角橋から東川に柿の木橋というのがあるのですけれども、そこには桜が、まだ小さいのですけれども、そのうち桜がちゃんと花咲くようになると思います。そうすれば、また人手はふえるであろうと思われるところでございます。そして、真ん中辺は逆に吉岡南3丁目の軒下、本当は軒下ではないのですけれども、軒下みたいな状況ですので、なかなか人は散歩しづらいのかなと思うような状況です。さらに、ヤマザワから東の方、黒川病院の方までは側道というのですか、いわゆる歩道部分があって、さらに車が通るような道路がでございます。ということで、非常に見通しがよい状況になってます。そういうことで、全部その1,500メートルを歩くという方はなかなかいないような、私のですけれども、少なくともここの役場の裏と言うのですか、黒川病院の裏と言うのですか、約400メートルほどは非常に見通しがいい状況になっております。

そういう中で、もちろん散歩をされている方もいらっしゃいます。全部つけなくちゃいけないのかなという町長のご感想のようでございますけれども、少なくともそういう中で、歩道として提供するというのであれば、

柵というのですか、そういうのが必要なのではないだろうかということ、それは判断ですので必要なのではないのでしょうかという質問と同時に、それとそういう状況になればということですか、今、現在は車どめがついてまして、もちろん車いすは通らないでくださいという意味になっているし、通れもしない状況ですけれども、やはりもしそこが通れるのであれば、黒川病院の患者さんでも車いすで散歩というのも可能ではないのだろうかと思われま。また、これからさまざまな老健施設の方々にとってもそういうコースにもなる、あるいはまたこれからこちらの方に越されてくる方にとっても、先ほど言いましたように桜の季節であればそれこそ人手が出るのではないだろうかと思われるところでございます。ということも含めて、考慮していただければと思うのですが、いかがでしょうか。最後にいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

あの歩道につきましてはお話のとおり、桜、あれは大山ザクラという桜でございます。きれいな桜咲くと思えますけれども、まだ小さいところがございますが、あの道路そういった部分で歩道、散策路と言いますか、いいところになっております。

そこで、先ほど申しましたけれども、車いすの利用の方も想定しながら安全対策検討してまいりたいということ申し上げているところでございますけれども、その柵の問題を、今、お話ですが、今入り口のところの柵、あれにつきましては一つは自転車の方とか、車とか間違っ入らないようにという状況になって、それであれつけております。あれがあって車いすの方はちょっと入りづらい状況もあるのかという気もするのですけれども、あその脇を少し広げて入りやすくするとか、そういった方法はあるのだと思うのです。すべて一遍に柵を川沿いに全部つけるとか、そういったことになってくるとなかなか難しいわけでございますので、できることから言っても安全も考えた中でやっていければと思います。

車いすの方も、車いすお一人で来られる方もおいででしょうし、またつ

き添いの方もついてこられることもあるのだと思いますので、いろいろそういった部分の中で、すべて、先ほど議員のお話のとおり川沿いに全部柵という話になってきますと、また違った課題も出てくるところでございますし、まずあそこを多くの方に利用してもらうためにはどういったことがあったらいいのか、車いすの方、今あそこから入りづらいとすれば、その脇の部分を少し柵が邪魔で入れなければ、少し広げて入りやすくするとか、そういった工夫とかできると思いますので、先ほども申しましたけれども、利用者、車椅子の方も想定しながらの利用者が安全策について検討してまいりたいというふうに申し上げましたが、そういう考えでございますのでよろしくをお願いします。

議長 （大須賀 啓君）

1 番藤巻博史君。

1 番 （藤巻博史君）

安全策をしながら改善できるところはしていきたいということですが、ちょっとだけつけ加えますとしようがないのかしら、今、町長の申した脇のところ、そこには逆に犬のふんをさせるなというポールが立ってまして、そこも通行どめとか、なかなか地元の合意というのも大切なのだろうなとは思いますが、ぜひできるところからお願いしたいと思います。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

以上で、藤巻博史君の一般質問を終わります。

次に、2 番松川利充君。

2 番 （松川利充君）

それでは、通告によって質問をいたします。

災害基本法では、国民の生命・身体及び財産を災害から守るため、防災に関し地域防災計画策定が定められておりますが、そのことについて町長にお伺いをいたします。

今回の東日本大震災を受けて、大和町地域防災計画の見直しが必要では

ないかと思いますが、町長の所見をお伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは地域防災計画についてお答えします。

災害対策基本法第42条の規定に基づきまして、大和町地域防災計画につきましては定期的に検討を加えまして、必要があると認めるときは修正をして、地震防災対策の確立に万全を期すものとされておるところでございます。

平成18年3月に修正をした現在の計画でございますが、平成11年12月策定した計画を平成15年7月の宮城県北部連続地震、平成16年の新潟県中越地震等の地震を教訓に、宮城県が実施いたしました第三次地震被害想定調査によりまして、県内で大きく被害が発生すると予想されます宮城県沖地震等の地震対策を盛り込んで、また平成16年6月に策定されました宮城県地域防災計画との整合性を図るため、修正を加えたものでございます。

宮城県では、平成22年度に第四次地震被害調査を実施しておりまして、宮城県地域防災計画地震編を見直しする計画となっておったところでございますが、今回の3月11日に発生いたしました東日本大震災、これにつきましてはこれまで予想していた被害をはるかに上回ったために、改めて見直しをする必要となったものであります。本町の地域防災計画につきましては、宮城県地域防災計画と整合性を図る必要がありますが、想定被害にかかわる部分以外でも必要な箇所の見直しを早急に進める必要があるものと考えております。特に、避難所のあり方、食料や燃料の確保などの事前準備や住民の方々の安否確認の方法、職員の行動計画や災害体制のあり方など、部分ごとに分析を行い、現場や支援活動の行動マニュアルの作成とともに、備蓄品の品目や数量の見直しを図ってまいりたいと、このように考えております。

議 長 （大須賀 啓君）
2番松川利充君。

2 番 (松川利充君)

今回の東日本大震災は、ご存じのように3月11日午後2時46分、正確に言うと18秒だそうでございます、日本観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、震源域は岩手県沖から茨城県沖までの約南北500キロメートル、東西200キロメートルの広範囲に及んだこの震災により、場所によっては波の高さ10メートル以上、最大遡上高40.5メートルにも上る大津波が発生し、東北地方の太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらしました。

地震の揺れや液状化現象、地盤の沈下、ダムの崩壊など、我々が経験したことがない災害に呆然としました。自然災害の怖さをまざまざと見せつけられたのであります。

そこで、今回の地震をもって、さらに予想される自然災害が今後どのように想定するか、私の思うところをお話してみたいと思います。

まず地震では直下型地震が想定されます。そして、集中豪雨による鉄砲水や河川の氾濫、土石流などがあります。次には土砂災害では崖崩れ、地滑り、地盤陥没であります。それから、竜巻、落雷による火災などが予想されます。さらには、今回のような、福島第2原発の事故による放射能汚染があります。これは現在でも深刻な事態になっており、これらの正確な情報の提供が重要であり、それに対して的確に迅速に対策を講じなければなりません。また、津波のようなものは、海にばかりあるものではありません。内陸にも同じようなことが発生する可能性があります。それは先ほど申しました溜池やダムの決壊であります。現に、今回の地震で福島県須賀川市の高さ18メートル長さ133メートルの藤沼ダムが決壊して、150万トンの水が流出しました。轟音とともにあっという間に鉄砲水となって下流の集落を襲ったのであります。家屋19戸が全壊または流出し、床上床下浸水は55戸に及び、8人の方々が犠牲になりました。このダムの構造は、土を台形に盛ったアースヒルダムであります。大雨や地震によるダムの事故というのは、日本でも外国でも数多く発生しております、珍しいものではありません。ちょっとご紹介しますと、アメリカのサウスホークダム、決壊事故は大雨により堤体を貯水が越流して決壊して、2,200人が死亡しました。世界のダム史上最悪の死亡数をもたらした事故であります。同様の大雨によるダムの事故は、ドイツでもイタリアでも中国でもパキスタンでも、各地で起きております。ダムが決壊しますと、民家が近いために甚大

な被害をもたらします。

日本のダムの事故は愛知県の入鹿池決壊事故、長野県の小諸発電所第一調整池決壊事故、北海道の幌内ダム決壊事故、福岡県の夜明ダム決壊事故、京都府の大正池決壊事故、和知ダム第3ゲート決壊事故、そして今回の東日本の藤沼ダム決壊事故であります。

ダムの諸問題は、地球温暖化問題が深刻化して、世界各地で激しい洪水や深刻な間伐が問題になっており、既存のダム運用に対する見直しが要求されております。これは、軍事面でもダムや水道施設は攻撃の対象となっており、災害のリスク管理だけではなくて、テロ対策の面からも十分な対策が求められているのであります。

和知ダムの事故のような、自然災害でない事故もございますが、このようにダムの事故が起きているのが現実であり、多くの犠牲者を出して甚大な被害をもたらしたのであります。ダムは長年の風水によって上流よりの土砂が堆積します。堆積した土砂によって貯水量が減少します。ダムの事故は集中豪雨などによって、上流の斜面の土砂と大木が土石流のような強大な力になって、ダムが越流して両端の岩盤や堰を破壊して、下流に住んでいる人々や農地を含めて甚大な被害をもたらしたのであります。

最近、さまざまダムの周辺をくまなく見ておきますと、地域によってダム建設のあり方に相違が見られます。建設場所によっては細かい沢まで、いわゆる砂防堰堤をつくって大雨に対する土砂流出対策を講じているダムもあれば、余り配慮のないダムなど見られ、一環した建設方針でないようなことも見受けられるのであります。

災害発生時で問題なのは、これら災害が同時多発的に起きる可能性があるということであります。今回でも、地震に津波、そして原子力発電による放射能汚染の同時多発災害の発生であり、それが現実となったのであります。このような災害が今後もあることも当然予想されます。特に最近では、局地的な大雨、時間、雨量100ミリを超える信じられないような大雨が各地で起こっております。気象庁の観測統計によれば、アメダス1,000点当たりの時間雨量50ミリ以上の雨の回数は、1976年から1986年に160回ありました。それが1998年から2009年には233回になっていて、プラス45%と明らかに増加を示しているのであります。

放射能対策も含め、電力・水道・通信・運輸・交通・緊急医療・暖房・

燃料の問題、今回はガソリンの不足が深刻でありました。これは災害の応急処置や情報収集に欠かせない公用車などの燃料確保は危機管理の重要な課題であります。それから食料・防災機材・非常用電源の確保・避難所の開設運営・多くの自治体からの支援やボランティアの受け入れ体制・効率的な応急対策など、今回浮き彫りになった課題を整理して、それぞれの計画に盛り込んで、大規模な災害への備えを強化していく必要があります。自然災害以外でも先ほど申し上げましたが、我々が信頼している水道水に対してもテロ攻撃にあう危険性は排除できないのであります。

このように、数限りない危険が我々の周囲に存在しております。我々はそれを克服して生きていかなければならないのであります。危険を回避するためにあらゆる危険を想定できるさまざまな危険に向かって考え、行動し、被災を最小限に食いとめるために、我々はみんなで考えて、みんなで行動して、そのようなことができるシステムを構築していかなければならないのであります。

地域防災計画の見直しに当たっては、宮城県と綿密に協議の上、他町村で起きた問題点や課題などの情報も集めまして、専門家の意見もじっくり伺って取り組んでいく必要があると思います。

ぜひ、総合的な見直しによって、町民の安全確保に全力を傾注していただきたいと思います。

そのことについて、再度町長の所見をお伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この防災計画につきましては、先ほども申しました県の計画等々と整合性を持たせるというのは、これ数値だけではなくて、そういった考え方、対応の仕方、そういったものも当然のことながら整合性を持たせた中で進めていかなければいけないと思っております。

今回、本来であれば第四次改定が予定されておりましたが、この3月11日の地震のためにこの改定をもう1回、改定の改定と言いますか、途中で見直しをするということになっておまして、もちろんそのことにつつま

しては町としましても新しいそういった情報、また考え方の中で検討、整合性を持った中、進めていきたいと思ひますし、また、先ほど申しましたけれども大和町は大和町の町なりの地域性があった中での課題とか、そういったものもござひますので、そういったものとあわせて整合性のある計画をつくり、またそれに取り組んでいきたいと思ひております。

議 長 （大須賀 啓君）
2番松川利充君。

2 番 （松川利充君）

今回、町では避難所を開設しました。そこで避難所の運営マニュアルについて、伺いたいと思ひます。

本町の場合は、避難所は比較的短期間で済みましたが、そういう点から言ひますと多くの問題点はなかったのではないかなと思ひておりますが、その他、他の自治体の避難生活が長かった事例など情報を収集して、それを参考にして現在の大和町の避難所運営マニュアルに何か問題点や課題はないかご検討していただき、見直すべきところがあれば、ぜひ見直しをした方がいいと思ひますが、それについての町長の所見をお伺ひいたしたいと思ひます。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今回、大和町では避難所、それぞれの地区に設けたところござひますし、また地区でも独自の集会所で避難所を設置していただきまして、そして対応してもらったところござひます。

今回の対応の中で、いろいろ課題もやはりありました。それぞれの避難所で地域の方々のご協力も得たところござひますけれども、例えば通常2回の食事がある場所では3回、ご協力の中で3回あったとか、それは結構なことだったのですが、周りから見ると何だあっちだけというような問題もあったところござひますし、また燃料の問題とか発電機の容量の問題

題とか、やはりそういった部分につきましては、まだまだ課題が多かったというふうに思っております。

他の地区と言いますか、大和町以外でもいろいろあった話は聞きますが、大和町比較的早く水道が出たとか、電気が通ったとか、または町のプロパンガスであったとか、そういったことで、ほかとは違った意味で比較的早かったと思っておりますが、それでもやはりそういった課題がございました。

あと、例えば救援物資とか、そういったものの受けとり方とか、そういったものにつきましても避難所、避難所でやってしまったところもあって、本部でどうにもできなかったとか、そういった課題もございます。そういったところで、地域の方々のご協力もいただいた中で、大変運営的には、そのときはよかったですのですが、やはり後になってみた場合に、今後はこうした方がいいという部分がまだまだございますので、そういったものにつきましてはいろいろご意見、またいろいろな状況を聞きながら整理をして、そして今後には生かしていきたいと思っております。

議長 （大須賀 啓君）
2番松川利充君。

2番 （松川利充君）

大和町地域防災計画では、第8節情報通信連絡網の整備の中に、職員参集等防災システム整備というのがございます。これは、宮城県で整備した震度情報ネットワークシステムを利用して、職員が自主的に参集できるシステムを検討すると、このようにのせられてあります。これは、どのように運用されているのかお伺いをしたいと思います。

議長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

大和町の職員の参集につきましては、基本的には震度4といった場合には全員が集まることになっております。その後、対策本部とかそういった

ものにつきましては、5とか上がっていったときになりますけれども、4になったら集まって、そして現地調査をし、調査情報収集に当たるということでございまして、基本的にこちらから連絡するというよりも、それぞれの職員がマスコミの情報が一番多いと思いますが、ああいった震度速報とかそういったものを見た中で、自主的に集まるということでございます。

あと、防災訓練等では、課長から課に、課員の方に常に連絡ができるような確認作業と言いますか、そういうのやっておりますが、現状は職員がおのずから震度4だったら役場に集まる、役場と言いますか通常の部署に集まるということが基本になっております。

議 長 （大須賀 啓君）
2番松川利充君。

2 番 （松川利充君）

そうしますと、ここに第8節に記載されている宮城県で整備した震度情報ネットワークシステムというのは、利用してないということでございますか。利用して、職員が自主的に参集できるシステムを検討すると、このように記載されているのです。

これは宮城県では、たしか平成8年に運用しているはずでございます。ですから、地域防災計画書をちょっと見せていただきましたら、これが入っていましたので、それを利用しているかなと感じたので、ご質問をさせていただいたものでございます。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

参集伝達系統ということでそれがあるわけでございますけれども、現実的にはその前に職員が、4になった場合には県全体ということではなくて地域で出ますが、県北、県南、大和町とか、その情報で最初動きますので、県全体の指令より先に職員は第一位に集まって集合するという事になっております。このことについては、今回、ですからこれがする前に動いているという形になると思います。

議 長 （大須賀 啓君）
2 番松川利充君。

2 番 （松川利充君）

そうしますと、このシステムは利用しないから必要ないということではございますか。それとも、やはり必要だからここにのせておかなくてはならないということですか。どうなのでしょう。お聞きします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

必要がないということではなくて、これはその後の情報収集、そういったものに連動してきます。参集のときだけではなくて、その後、県からの情報が町の方に流れてくる、町から県に情報を提供する、そういったことで、1回だけではなくて、全体の中で使っていくというシステムでございますので、当初の参集のときには先ほど申しました町、職員独自の判断でやりますけれども、その後、今回のような場合は県と一緒に動く。今回も県の方から一人、常駐、何日間か来ておまして、町の担当みたいな割り付けがあるのです。その人たちが来て一緒にその課のところで対応しておりましたので、そういった意味で、全体のシステムとしては機能しておりますが、参集のときだけのものではないということです。

議 長 （大須賀 啓君）
2 番松川利充君。

2 番 （松川利充君）

それでは、この防災計画の文言を、やはり少し見直しする必要があると思います。この意味では参集のみの、いわゆる活用であるという意味合いにとられますので、私はそうとりました。あらゆる情報の伝達や収集に使うということであれば、やはりこの文言を少し手直しをしておかれた方がよろしいかと思えます。

それでは、大和町地域防災計画あるいは避難所運営マニュアル、こういったものを町のホームページにのせまして、やはり地域住民に、町民に周知させることも重要だと思います。なぜかと言いますと、どうしてもそれをごらんになれる立場のある方はあらゆることを知っておるわけですが、ややもすれば、よくわからないまま、いわゆる町民がいるケースが多い。あと、もう一つは、いわゆる自主防災組織、あるいは区長にこういったものの抜粋、すべてでなくても、必要なものを抜粋して、そして配布して、防災訓練とかあるいは集会のときにそれらを見ていただいて説明して、そしてご理解をいただいでいくことによって、町民と一体となった防災活動ができるのではないかと、それによって発生した場合に大いにこの理解いただいたことが災害の軽減に役立つのではないかなというようにございしますが、ちょっといかがでございしますか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
計画につきましては、全部ホームページにのせるということもひとつあると思いますが、かなり膨大なものでございします。そういった部分で、概要的なものにつきまして、ハザードマップ、各家庭に配ったところではございしますが、ああいうところにも一部そういった主だったことについては記載をしております。あれだけでは足りない部分があるということかもしれませんが、その辺につきましては再度こういった部分までお知らせすればいいか、またホームページということではございしますけれども、あれを全部のせるということになりますと、それこそ見る方もなかなか大変でございしますので、住民の方に必要な部分とか、そういうのがあると思うのです。だから、その辺を出すとすれば、そういうことになろうかと思ひますけれども、それについて必要性とか、あとこういったものを、こういった出し方がいいのか、その辺につきましては、今回計画の見直しをする中でございしますけれども、そういったことも含めて検討に入れていきたいと思ひます。

議 長 （大須賀 啓君）
2 番松川利充君。

2 番 （松川利充君）

実は、この大和町の地域防災計画書をくまなく見ました。事務局にございましたので、丸半日くらいかけて見ました。それで、非常に感じたのは、私、初めて見たのですが、その中の大きなところ、やはり町民が必要と、これを知っておいてもらった方がいいという情報は、やはり流すべきだと私は思います。いわゆる避難所の運営のあり方にしても、やはり避難所というのはどういう運営をしていくのだと、どういう人たちが避難所に行つて、そして町としてはどういった避難所の運営をするのであるかというようなことも前もってある程度区長なりの、いわゆる地域の代表者の方々には抜粋を配布して、そしてご理解をいただくということが、いざとなって避難所を開設して運営する場合に、前もってそういった知識があれば、やはり協力体制も早くできますし、あらゆる面で効果的にそれが避難所の運営に結びつくのではないかと、このように思っておりますので、ぜひご検討をお願いをしたいと思います。

それでは、次に2件目。

議 長 （大須賀 啓君）

まもなくお昼なので、2件目については午後に回したいと思いますが、よろしいですか。（「結構でございます」の声あり）

それでは暫時休憩します。

再開は午後1時とします。

休憩時間は10分間とします。

午前 11時58分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

2番松川利充君。

2 番 （松川利充君）

それでは、質問をさせていただきたいと思います。

学校危機管理マニュアルについてでございますが、学校保健安全法では、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し、必要事項を定めるものとし、第29条に危険発生対処要領、いわゆる学校危機管理マニュアル作成することを定めておりますが、そのことについて教育長にお伺いをしたいと思います。

今回の東日本大震災を受けまして、自然災害に関する学校危機管理マニュアルの見直しが必要ではないかと、このように思いますが、教育長の所見をお伺いをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長堀籠美子さん。

教育長 （堀籠美子君）

学校危機管理マニュアルについての、議員の質問にお答えいたします。

学校安全保健法の規定に基づき、各小中学校において、それぞれ独自のマニュアルを作成し、訓練を重ねるなどして、非常時に備えております。

内容は、火災・地震などの災害が発生したとき、不審者進入時、伝染病対策等の緊急時における対応等、関係機関との連絡体制が主なものとなっております。

また、事故そのものを防止するという予防的措置であります安全教育という観点から、安全管理について人的・物的の両面から、安全教育について生活安全、交通安全の二本の柱で年間指導計画をもとに、全教職員の共通理解により実施しております。

今回の東日本大震災は、千年に一度という大地震でありました。幸いにも今回の大震災で大和町の各小中学校の児童生徒、教職員ともに人的被害

はなく、また地震後の児童生徒の親への引きわたしにつきましても、大変寒い中で困難を来した面はありましたが、保護者等のご理解ご協力によりまして、無事終えることができましたことは、普段の訓練の成果ではないかと考えております。

しかしながら、今回の大震災から学び、今後の自然災害への対応に生かす必要がありますことから、各小中学校長に対して避難計画を中心にいろいろな事態を想定したマニュアルとするよう、見直しについて指示したところでございます。

今後も児童生徒の安全確保につきましては、今まで以上に指導していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

2番松川利充君。

2番 (松川利充君)

今回の東日本大震災を受けまして、我々はさまざまなことを教えられたと思います。

今回の地震では、多くの学校が被災しました。子供たちや教職員の多くが犠牲になりました。特に、石巻の大川小学校では、多数の犠牲者が出ました。大川小学校の悲劇は、我々が生涯忘れることはないと思います。本当に悲惨なものでございました。

本町では、津波という心配はないのでありますが、しかしながら、私が先ほど町長に申し上げましたように、想定できるあらゆる災害の際に、児童生徒の避難誘導や危険回避を含め、今、浮き彫りになりました課題を整理して対処する必要があると思います。

異常気象現象における最悪の事態を想定して、子供たちの安全確保を最優先しなければなりません。今回の大震災の避難誘導のあり方を含めて、各学校ごとに改めて内容を検討し、あらゆる災害に適用した危機管理マニュアルを構築することが大切であると思います。対処方針を明確に、的確に伝達するためには、やはり関係者全員で話し合っ、その危険を認識を共有していただきたいと思います。全員が危機管理を共有しなければ、余り効果が上がらないということにもなりかねませんので、ぜひそういうこ

とをもって進めていただきたいと思います、教育長、再度所見をお願いしたいと思います。

議長 （大須賀 啓君）
教育長堀籠美子さん。

教育長 （堀籠美子君）

ただいまの質問にお答えいたします。

6月はどなたもご存じのように、大変地震の被害が多かったことが、歴史的にも記録されております。特に宮城県に関して、昭和53年の宮城県沖地震、この後36年のことしということになったところでございます。ほかに大変大きな地震が6月に集中しているということで、6月の校長会議というのは、毎年この危機管理についての指示ということをはじめているところですよ。

今回は、議員がご指摘のように、この大震災からは学ぶことということで、かなり指示したところですが、そのことが全部の教職員、また保護者に伝わっているかどうかということにはちょっと不安なのですが、例として何点か挙げさせていただきたいと思います。

それは、まず一つはメール配信をしております。このことについては、どの保護者の了解も得て、各学校、全部の学校が行っております。こういう事態に使うとか、このようにしているというようなことで、全保護者に一同に集めてではないのですが、このことについては保護者の理解を得ていると聞いております。ただ、一方で今まで連絡網ということで、学校には年度初めにご家庭との連絡を取るために個人の方からの連絡の方法ということに記載したものを預っているのですが、今までですとそれをいやがる保護者が多かったそうです。なかなか理解が得られなかったのですが、メール配信がことしは全部の学校、全児童できるということになりました。去年までは1校が理解が得られないというか、余り進んでいなかったのですが、今回の震災の後、今年度は全員というふうになっております。連絡網も一つばかりではなくて、許されるのであれば二つでも三つでもというふうにしております。

それから、これが全校職員ということで全員にということになると思う

のですが、町内の学校では震度4の表示が出ますと、全員学校には来るのですが、まずは教頭というふうにしております。しかし、今回必ずしも教頭先生が来れるかどうかということが、教員の住んでいる場所とか、来るまでの道路の事情等によって難しいところもなかったわけではございません。それから、もちろん校長先生も一番に来れるかということもそうでもなかったということ、やはり教頭先生がだめな場合は次の方、次の方というふうに従次、できれば一番早いところでは町内に住んでいる先生が一番早かった学校ということがありました。ですから、教頭先生だけが最初に来るのだという感覚ではなくて、順番をそれぞれはっきりして結果的に最後全教職員が責任を持つとしてほしいとしました。

それから、引きわたしもなのですが、都市部、東京の例なども見ますと、保護者がやはりその場所にとめ置かれる場合があるのです。必ずしも全員が来れるわけではなかったのですが、大和町はおかげさまで全部の保護者が、しかも早い段階で来てもらいまして、一番遅い方で6時半でした。東京都の例を見ると真夜中とか、翌朝というようなこともなかったわけではないと報道で知りましたし、県内も12時前後が夜中なのですが、そういうこともありますので、この引きわたし訓練については迎えに来られない場合のケースも考えておくように、学校にとめ置くことが必要になってくるかもしれない。これが3点目でございます。

4点目は避難場所の1回目の避難場所、校庭にしているのですが、それが本当に安全なのかどうか、もう一度チェックをするように。できれば、二次避難もと考えたのですが、学校は避難場所になりますので、二次避難ということではなく、最も安全な場所でなければいけないと思っております。

それから、今、ことしは校外学習、修学旅行も含めてですが、やはり突然のそういう自然災害に対応できるように、計画書を細かく出させるように指示しました。そのことも受けてですけれども、宮床中学校は月1回の避難訓練、毎月1回すると。年平均して2回でございます。6月と冬場というのがなのですが、ことしに入りましてからいろいろな想定を考えて、避難訓練を行うということで、各学校とも必ずしも授業中ではなくて、お掃除のときとか休み時間とかということは、前からもう計画はされているようでございます。

それから、やはり一番困ったのは、電話の連絡ができなかったことがあ

りましたので、そのときは何分か過ぎ、何分というのでしょうか、その時間を定かにはしてないのですが、ある時期がしたらそちらから来てもらう、委員会に来てもらうこと人の派遣もお願いしたい。電話の通じない学校は、やはり教頭先生気をきかして直接自分が伝令として来てくれてました。そういう意味からも、マニュアルというのを見直してもらいましたし、電気がないということでは、やはり学校ハンドマイクだけなのです。やはりソーラー系の何かが今後必要なのかなと思って、これは考え中でございます。ただいま非常に発展しております、パネルからシート、スプレーもあるということですので、これが一つなのかなと考えております。

また、あと、欲なのですが、こういうときに緊急の学校支援地域本部事業というのやっているのですが、緊急事態に子供たちが余震の中でも帰るときがあるし、学校に来るときもあるので、そういうときの見守りを頼むのは虫がよすぎるのか何か、その辺が、今、課題となっている状況で、このような話を6月1日の会議でしたところでございます。よろしくお願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)
2番松川利充君。

2番 (松川利充君)

保護者にメール配信が全員できるようになったということは、大変よかったと思います。子供たちを守るために帰宅させる、保護者に連絡する、あらゆる情報をメールで発信する。その中で、確かに災害が起きた場合、帰宅させるということもその災害の内容によっては、これは必要なことだと思います。だが、すべてではないと思います。場合によっては、帰宅させること自体が危険な災害も、数多くある災害にはあるはずでございます。むしろ学校にとめ置くという措置も子供たちを守るためにも必要な場合もあると、私は思います。ですから、大洪水とかあるいは大雪とか大嵐とか、いろいろな雷とかいろいろなことがあると思いますので、その災害のいわゆる種類によって、やはり避難方法もじっくりと検討すべきだと思います。一応、これはこのように提案をさせていただいて、次の質問に入りたいと思います。

学校は、学校施設でありながら、先ほど教育長も申しておりましたが、災害時には避難所として指定されておりますので、その危機管理マニュアルの中には避難所運営マニュアルというものが必要であると思います。学校の教室や体育館の施設を避難所としてどのように使うか。あらかじめ運営方針を定めておいて、避難所になった場合に迅速に対応することが必要でございます。今回の地震を受けまして、沿岸部の被災地の避難所の状況など情報を集めまして、避難所が長期間になった場合の運営マニュアルについても見直す必要があれば見直した方がいいのではないかと、私は思います。教育長、この件については所見をいただきたいと思います。

議長 （大須賀 啓君）
教育長堀籠美子さん。

教育長 （堀籠美子君）
避難所の件につきましては、学校が避難所になるということと、校長、教頭の指導のもとということ、あと教職員が協力するというだけで、さらに細かい部分はございませんので、今、議員のご提案がありましたので、今後考えていかなければならないと思います。

議長 （大須賀 啓君）
2番松川利充君。

2番 （松川利充君）
ぜひ、それをご検討いただきまして、実は避難所として学校を開放するには、やはり教室や体育館や校庭や、あらゆるものを使うわけでございますので、それを開放しなければならない。ところが、あと学校の機能としてもそれを果たしていかなければならないということもございます。

それから、避難所を開設にするに当たっての、やはり学校の施設でございますので、校長が責任者でございますから、その支援をしなければならない。そして、どこを、部屋を、どこの教室をどこの部屋を何に使うか。避難所の避難者をどこに収容するか、それをきちんと配置図をあらかじめつくっておいて、そして準備に備えておかなければならないと思います。

あとその他防災資材、機材など、あと学校に災害対策本部を設置しまして、いわゆる避難所の運営委員会なるものをつくりまして、長期間にわたる場合にはそういったことを念頭において、綿密な運営マニュアルをつかって運営委員会を設置すると。そういった対応が必要だと思います。

さらに、それだけではなくて、やはり子供たちをどうするか。できるだけ早く学校の授業が再開できるように、そういった方法も念頭に置いて子供たちをケアしていくということが重要ではないかと、このように思っておりますので、ぜひともそれらの対応をよろしくをお願いをしたいと思います。

そこで、また私の提案なのですが、先ほど町長にも提案申し上げたのですが、こういったマニュアルも、やはり保護者にもこういう場合はこういうふうに対処しますのでと危機管理マニュアルも含めて、避難所になった場合はこういうような運営方針になりますというようなことを、機会があった場合に説明をしてご理解いただくということで、実際に避難所になった場合にスムーズな運営が図られるということになります。協力を得られやすいということになりますので、その辺をご検討いただきますようお願いをしたいと思います。

議長、以上で質問を終わりたいと思います。

議長 （大須賀 啓君）

以上で、松川利充君の一般質問を終わります。

続きまして、10番浅野正之君。

10 番 （浅野正之君）

一般質問をいたします。

その前にちょっとだけ時間貸してください。

きょう、6月15日であります、6月も半分経過しました。

何で6月のことをお話するのかと、6月、気候、1年の気候を見て一番安定している、何て言いますか新緑のころと言いますか、そんな感じです。私も6月生まれ、大須賀議長も6月。大友議員も6月生まれ。全部若々しいです。新鮮な、そんな感じあります。また、手紙の、時候のあいさつには立春の候とか、早乙女とか、それから「紫の陽の当たる花」、「しろう

か」ではありませんよ、アジサイなのです。極めて四季をいろどる花なのかなと。6月を英語で「JUNE」と言うそうでございますが、これはローマ神話の女神のジュノーという人の、これが語源だそうでございます。ですから、6月生まれは品格あるのです。というふうに思います。

ところで、きょうは何の日であります、大津波により三陸沖で死者2万1,915人が出た、これ皆さん、今、地震であります、明治三陸沖地震であります。これは、1896年、明治29年6月15日、きょうです、午後7時30分あります。これくらいの甚大な被害があったのです。三陸沖はそのほかに、昭和三陸沖地震というものもありました。これは、1933年、昭和8年3月3日あります。この明治三陸沖地震、震源地はすべて昭和三陸沖地震も現在の釜石であります。全く地震の巣としか言いようないと思うのですが、たまたまこのときの地震、宮古測候所の地震計が5分間揺れどおしだった。震度は2か3しか記録していなかったのです。何でこのような被害か。津波なのです。津波の高さ38.2メートルを記録したそうございます。こんなことも、今回の地震とまるっきり関係がないとは言いません。人間としてどれくらいまで自然に対応できるのか。よい考える時間だというふうに私は理解しております。

通告に従いまして、1件3要旨について質問をさせていただきます。

東日本大震災関連についてであります、2011年3月11日、マグニチュード9.0の地震が発生しました。政府による命名は「東日本大震災」であります。阪神大震災の1,400倍以上のエネルギーだったと言われておりますが、巨大地震の揺れと大津波によって、東北地方、特に沿岸部を中心とする東側一体と、関東地方の一部が甚大な被害を受け、被災は600キロを超える極めて広範囲な地域に及び、大津波が高さ15メートルあるいは20メートル、あるいは以上にも達した地域もあり、大津波の直撃を受けたのであります。

沿岸の市町村では、住居が根こそぎに押し流されるなど、壊滅的な打撃を被りました。このすさまじい物的、人的被害により、地域コミュニティ自体がなくなったところも少なくありません。しかも、この震災には、これまでの世界の巨大地震にはなかった大きな衝撃が伴ってしまいました。それは東京電力の福島第一原子力発電所が地震と津波による被災で事故を起こし、放射性物質の一部が広範囲に拡散したのであります。この結果、

政府は野菜・原乳・水道水等に対する出荷制限や摂取制限を出すに至りました。加えて、東京電力と東北電力の原発や火力発電所、流通設備、いわゆる送電線、変電所がありますが、大きな被害を受け、安定した電気の供給を行うことが困難になり、企業の事業活動にも大きな影響与えることになってしまったわけであります。

また、今回の東日本大震災による道路や住宅などの直接的な被害額については、16兆円から25兆円になるとの試算を、3月22日内閣府が発表しております。阪神大震災時の約10兆円を大きく上回る被害であるとしております。以上申し上げ、次の点について、町長の所見を伺うものであります。

要旨1であります。第四次総合計画では、第6章に災害に強く危険の少ない安全のまちづくりを掲げております。基本目標では、自分たちの町、地域は自分で守るという意識のもと、町民の皆さんと協働で地震や風水害、火災等に備えた防災対策の強化を図り、災害に強い町の実現を目指しております。そこで、お伺いします。町の被害の総括結果と、今回の地震で学んだとされる教訓は、何であるかお伺いするものであります。

続いて要旨2であります。先ほど、前の松川議員も質問しておりますが、ダブってしまいましたが、朗読だけさせていただきます。

大和町地域防災計画震災対策編の骨子で、第1章総則の部分は除きまして、第2章の災害予防計画、第3章の災害応急対策計画、第4章の災害復旧対策計画に大別しておりますが、今回の震災を経験して、この計画で今後もよしとするのか、あるいは見直しの必要ありなのかお伺いするものであります。

特に、建築物等の予防対策として、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律の趣旨にのっとり、耐震診断、耐震改修の促進に努めるものとするとしておりますが、それぞれの諸施設の被害程度をどう判断するのか、また対応策についてはどう考えているのかお伺いしておきたいと思っております。

また、自主防災組織の行動結果はいかがなものであったかお伺いしておきます。現在29地区28の組織がございますが、地域の防災力向上を基本として活動を行っておりますが、その震災当日の行動を教えてください。

要旨3であります。東日本大震災による未曾有の被害状況やその特徴を踏まえれば、その震災の対応は先例にとらわれず、国・地方ともに最大

限の対応を行うことを前提とした制度設計が必要となるとしております。今回の被害の特徴に応じ、さらなる国の役割の強化を図り、その上でなお多額の地方負担が生じると見込まれるため、地方団体に対して適切な地方財政措置を講じることが必要としていることから、地方財政への対応のポイントは何であるかお伺いするものであります。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

それでは、浅野議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、被害の総括結果と今回の地震で学んだとされる教訓に関するご質問でございますが、今回震災におきましては、建物・交通機関・電話・ガス・水道等の施設に大きな被害が発生いたしております。被害の概要につきましては、22年度3月の補正予算、4月1日の専決処分、5月27日の補正予算等でご説明いたしましたが、被害総額につきましては関連費用の除いて、弔慰金とかそういったものですが、そういったものを除いて19億3,400万円となりました。道路や学校等の公共施設につきましては、今後災害査定等の手続を経まして確定次第順次復旧工事を行うものとしております。

今回の地震によりまして停電や水道の断水が長期間になったことから、不安を抱えた住民の避難者が多く、かつ長期にわたるなど大和町地域防災計画での想定より大規模なものとなり、その対応につきましては現場ごとの判断が大変重要であると痛感したものでございます。

また、大和町地域防災計画震災編においての想定地震は、宮城県沖単独で発生した場合と宮城県沖連動型、そして仙台市の直下に位置しております長町利府線断層地帯の3地震で行ってございました。最大モメントマグニチュードは7.8と想定しております。これによります被害想定は、最大で建物全壊数が18、半壊数が213、人的被害は負傷者37名としております。しかしながら、今回発生いたしました東日本大震災は、マグニチュード9.0という想定地震をはるかに超えるものでございました。

本町におきましても全壊家屋34となっておりますが、実際39にふえておりま

す。それから大規模半壊が30、半壊が108、合わせて118と記載ありますが138ということでございます。訂正をお願いします。さらには、公共施設にも甚大な被害が発生しております。

これまで基本としておりました宮城県沖地震の被害規模を超え、さらには電気・水道・ガスなどのインフラが完全に遮断され、避難所の食料や暖房用燃料の確保、緊急車両の燃料など、多くの課題に直面したところでございます。幸いに関係者のご努力により、他の市町村より早い復旧がされたところでございます。

この大地震を踏まえということでございますが、すみません、ここは大地震を踏まえる前からの計画でございましたので、ここについてちょっと訂正をさせていただきたいと思っておりますが、内閣府では国の防災基本計画の修正作業を行っております、この地震の前からということでございますので、計画の修正作業を行っております、その計画に基づきまして宮城県は地震関連の防災計画修正を行う予定としておったところでございますが、昨年までの調査はこのような状況でございまして、中止された状況となっております。

そのため、町の計画の修正につきましては、被害想定等の部分については、その新たな調査結果を見ながら整合性を図ってまいりたいと考えております。また、これまで耐震構造につきましては、昭和53年の宮城県沖地震によりまして建築基準法が見直され、本町でも学校は初めとした公共施設の耐震化に取り組んでまいりましたが、今回の震災によりこれまでの基準がさらに強化される可能性がありまして、避難所として指定している建物等を重点的に整備を図ってまいりたいと考えております。

次に、大震災にかかわります地方財政へのポイントにつきましてのご質問でございます。

今回の震災被害につきましては、被害が甚大かつ広範囲にわたりにまして、脆弱な市町村にとりましてはその復旧財源を確保すること、このことは極めて困難でございまして、この対応といたしまして国庫負担法に基づきまして災害復旧事業があるところです。できる限り、この制度を利用して復旧事業を行うように指示しているところです。また、事業の裏財源といたしましては、起債制度の活用があり、後年度の償還金額については交付税制度での算入が見込まれておるところでございます。

この震災によります復旧財源につきましては、どん欲に特定財政の確保の努め、健全財政の維持を図りつつ、後年度事業計画に支障を来さないことが肝要であると考えております。また、各種制度によります税収入の減につきましては、歳入欠陥債等、そういったものも検討も必要と考えておるところでございます。

なお、自主防災組織の行動結果というのが抜けておりました。

自主防災組織、先ほどお話のとおり29地区28組織で、今活動してもらっております。それぞれの活動の中で、それぞれ独自の活動があったところでございますが、まず区長さん方お集まりをいただいたときにあったご発言の中に、自主防災組織をつくっておってよかったと。そのことによって、その地区、組織をつくったところの区長さんの話ですが、こういった行動を取ればいいのか、こういったときに何をすればいいのか、そういったことがまずスムーズにと言いますか、訓練等でやっていた中でできたのでよかったというお話を受けておりました。また、その自主防災組織をつくったところでは、町の避難所以外のところでも独自に集会所等に避難をしたり、または地区で炊き出しをしたり、人的な確認をしたりというような活動もしていただいたところでございます。通常の区長さんたちの活動の中でもやっていただいていると思っておりますが、自主防災組織があることによって、区長さんほか地区皆さんがそういった意識、このときはこういった役割を担うということを理解していただけたと思っております、成果としては非常によかったと思っております。

今後、この28組織でございますが、こういったことを契機に、さらに各地区に組織してもらえるように働きかけてまいりたいと考えております。以上です。

議長 （大須賀 啓君）
10番浅野正之君。

10番 （浅野正之君）

今、質問の要旨に答弁がなかったのですが、今、町長、即座に答えていただきました。これは担当は総務まちづくり課ですか。注意してもらいたい。これだけを要請しておきます。

第一要旨にいてであります、被害の総括結果、先ほど町長の答弁でもございましたが、総務施設関係、あるいは上下水道関係、農林商工の施設、土木施設、教育施設合わせて19億3,400万何がしたという説明がありました。この被害金額が今の段階、いわゆる調査継続中の金額なのか、それともここで決定したなのか、どういうふうに解釈すればよいのでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この金額につきましては、継続中とご理解をいただきたいと思えます。国の方の査定等もございますので、概算と言ったら語弊があるかもしれませんが、まず大きな町の考え方としての金額、また査定を受けた中で等もありますし、また若干動いている部分もあるということです。動いているということは、道路の陥没とかそういったのが、またたまに少しずつ出てくるとかそういった部分での動きがあるということでございますので、この金額につきましては確定ということではなく、まだ途中の段階と言いますか、と申していただければ。大きく変わることはないというふうに思いますが、それでも。

議 長 （大須賀 啓君）
10番浅野正之君。

10 番 （浅野正之君）

では、了解をいたしました。

調査継続中の金額だと、19億、約20億であります、今後の23年度の行政事業に対して、今から幾ら国から来たからといっても町単独で出す経費もあるわけですから、財政運営がかなり厳しいのかなと、そういうふうに私はそう思います。

要旨2にありますが、答弁の中で地震被害想定ということが出てまいりましたけれども、これは宮城県では過去の地震被害想定調査を実施して、地震対策を行ってきたということは聞いております。地震調査研究推進本

部というものがあまして、宮城県沖地震の長期評価において、平成15年6月1日より10年間の間に39%、20年間のうちに88%、30年間に99%の確率で地震発生可能を発表しております。それで、先ほど町長が答弁した大和町の計画採用値というものを出示しております。まさに町長の言うとおりでございますが、この全壊が20戸、半壊が220、負傷者が40人と出ておりますが、この人的被害で朝と昼と夜では、これはまた違うのだろうと。そして、町の計画採用値では、朝4時で40人、これを採用したと思うのですが、これはあくまでも負傷者ですから。昼でありますと30人なのです。冬であると40人。この採用値の根拠をちょっと教えてください。

議長 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

根拠ということでございますが、確かに時間帯、また季節によって違ってまいります。

例えば阪神淡路は朝5時、早朝でした。そして、あのとき休みだったでしょうか。そういうことで地元に住んでいる、地元と言いますか家族がみんなそろっていたとか、そういう状況がありましたし、また大和町の場合、この間はお昼時間でした。お昼って2時ですね。あと夜、夕方になれば料理をつくっているとか、そういったことでまた別な火災が出るとか、その時間帯で対応が被害額が違ってくるという中で数値がいろいろ出ていると思います。また、冬場、夏場、そういったそれぞれあると思いますが、この今回大和町でやっているのは最大値でやっているというふうに思っています。ちょっとこれは確認させていただきたいと思いますが、いろいろな状況の想定がされている中で、最大値を使っているのではないかと思っています。ちょっとこれは、なお確認をしたいと思えます。

議長 長 （大須賀 啓君）
10番浅野正之君。

10 番 (浅野正之君)

県の扱い方なのですが、私は大和町のいわゆる災害の概況とかという、これは一覧表に当然して出すのが普通なのだろうと思うのですが、例えば発生日時、それから地震の地名、震源の深さ、規模、最大震度、それからもちろん津波もあったのですが。このような発生はもちろん場所は当然わかりますが、震源の深さとかそれから最大震度、あるいは津波、そのようなことは町の対策本部では出さなかったのでしょうか。いわゆる被害の概況として。すぐに家屋全壊が何戸、そういうものはすぐに情報とし入ったのですが、その後、今言ったような場所とか、震度とか、そういうものは、これは行政の記録として何十年と残るのでしょから、そういうまとめ方はしなかったのでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今回の地震についてということになろうかと思いますが、今、記録と言いますか、そういったもの、確かに町で今出しているのは、被害の額または戸数、目に見えると言いますか、分になっておりますが、その震源地がどうか、そういったものについて、これは今まとめと言いますか、記録として宮城県沖地震でもそういったものがあるわけがございますけれども、今そういったもののデータを集めて、それを今まとめるところでございまして、現在まだ出しておりませんが、記録としては残したいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)
10番浅野正之君。

10 番 (浅野正之君)

もちろんこのような巨大地震でありますから、きちんとした記録は後世に伝えるべきだと思います。今、取りまとめ中ということで、了解をいたしました。

要旨2の関係しますが、建物の被害の状況、公共施設、今まで町の方が

ら出したいただいたものには町民研修センターを初め集落センター、コミセンとか、あるいは教育施設、武道館、総合体育館、宝蔵、伊達家住宅等々、学校施設。学校施設で小学校、吉岡小学校、鶴巣小学校、小野小学校、それから大和中学校とあるのですが、吉田小学校は被害なかったのでしょうか。あとは、宮床中学校はどうだったのでしょうか。いただいた資料にはないのですが、何もなかったという解釈でいいですか。

議 長 （大須賀 啓君）
教育長堀籠美子さん。
わかる人でいいから。

教育長 （堀籠美子君）
すみません、お答えいたします。
織田課長の方がわかるのだと思うのですが、吉田小学校はありませんでした。それから、宮床中学校は小破修理で終わったというところがございます。失礼しました。

議 長 （大須賀 啓君）
10番浅野正之君。

10 番 （浅野正之君）
何よりでしたの答弁でありましたが、大変よかったです。
そこで、これらの施設、避難所との関係なのですが、避難所に指定されておった場所がたまたまこのように被害を受ける。いわゆる前の段階で、診断、耐震性をすべてのものを調査した経緯があったのかどうなのか。その辺をお伺いしておきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
避難所と言いますか、学校関係等につきましては耐震工事を、大和町す

べて終わっておりますので、そういった意味では、前の段階の基準ではございますけれども、耐震工事が終わっているところでございますから、そういったことでは大丈夫という判断をしておったところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）
10番浅野正之君。

10 番 （浅野正之君）

今、耐震測定調査をしたということでありながらも、避難所21カ所、避難場所、避難所が21カ所でいいのですか。私の理解は。それから避難場所が20カ所。後で確認させてください。このような私は数字で認識しておりますが、避難所になっているところが使えなかったというケースもあったのですが、これは想定外と言えればそれで済むわけでありましたが、今までの地震に対する積み重ねの対応として、欠如がなかったのかどうか。どういう認識でいらっしゃるでしょうか。お考えをお聞かせください。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

避難所として指定し、そしてまた耐震診断もやっっているがらの被災と言いますか、今回確かにそういったところもございました。このことについては、大いに反省しなければいけないと思っております。

想定外とか何とかという問題とはまた別としまして、避難所に対する我々の考え方、もう少し厳しく見ると言いますか、厳しくというのは基準的なもので、そういったことが今後必要になってくると思っております。

ただ、難しいのはどの基準までを見るかといいますか、今回7点何がしですが、9が来ております。9だといいいのか、どこまでというか、その見方、これが今度非常に難しい判断を、これ対象だけではないと思っておりますけれども、出てくるのだろうと思っております。

議 長 （大須賀 啓君）
10番浅野正之君。

10 番 （浅野正之君）

あともう1点だけ。2点ぐらいですか。

3要旨のいわゆる地方財政への対応のポイントは何かということではありますが、先ほど要旨説明でしたとおりではありますが、そのほかに議会の災害対策調査特別委員会が出した中で、平成23年度の国と県の補助事業についてとしまして、震災に伴い平成23年度に予定している国、県補助事業が削減されることなく予定どおり事業ができるよう国県に要望することということで、要望についての2項目めにあつたのですが、これは具体的にどのような要望をなされたのでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

このことにつきましては、町単独ということではなくて、宮黒町村会なり、宮黒というよりも県町村会ということで、全体で国、県にお願いをしているという状況でございます。

議 長 （大須賀 啓君）
10番浅野正之君。

10 番 （浅野正之君）

いずれにせよ、大変な震災でありました。私、今回一般質問のまとめとしてこれだけは言いたかったのでありますが、3月11日の東北地方太平洋沖地震も含め、明治と昭和に起こった三陸沖を震源とする地震は、地震による被害よりも津波による被害が甚大であったという共通点があります。四方を海に囲まれている日本、特に太平洋側ではより一層津波に対する対策が急務だと思います。想定外という言葉は聞きたくありません。十分過ぎるくらいの対策を立てて、実行していただきたいと思います。これは国

に対してでありますから。一自治体だけでは負担し切れないほどの費用がかかりますが、そこは国の出番であります。今回の福島第一原発事故で信頼を失った政府、国が信頼を取り戻すにはこれしかないような気がします。今の政府には、そんな能力はないでありましょう。次の政府、総理大臣に期待したいと私は思っております。どうか大和町の順調な復旧復興が進むことをご祈念を申し上げまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 （大須賀 啓君）

以上で、浅野正之君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後2時00分 休 憩

午後2時09分 再 開

議長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

4番平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

13番目ということで、町長、大変お疲れのようではありますが、しばしの時間おつき合いを願いたいと思います。

私からは2件2要旨で質問をさせていただきます。

まず、今回の大災害に対しましての、被災にあわれました方々に対してもお見舞いを申し上げます。

1件目の町職員関係者は、非常食を自前で確保という質問ではありますが、3月に発生した東日本大震災は、地震だけでなく巨大津波によって太平洋沿岸地域は壊滅的な打撃を受けました。本町でも地震により5月末日で全壊38件、大規模半壊30件、半壊100件とまだこれより今聞きますとふえておりますが、大きな爪痕を残しました。特に、東部の被害が大きく、鶴

巢・落合地区が大打撃を受けました。数日間にわたり電気・水道がとまり、各家庭は調理もできず店をしまっているため、食事も満足に取れなかったようであります。

避難所も家が壊れて住めなくなった人たちだけでなく、食べ物がなかったために来た人たちも多く、備蓄していた非常食も一日で底をついたようであります。幸い当町では、白石製パン様のご好意で救援物資を何日間もいただき、食料不足を補うことができました。町民2万5,000人分の非常食を町で全部用意しておくことは資金的にも労力的にも大変困難であります。今回の災害を教訓に、全家庭で2日ないし3日分ぐらいの非常食を常備していただければ、大変よいのですが、これもなかなか難しいものがあります。

そこで、とりあえず町職員、町関係の役員、消防団、各種団体等に有償で非常食を用意してもらい、その購入斡旋を町でしてはと考えますが、町長の所見を伺います。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、平渡議員のご質問にお答えをします。

町の防災備蓄では、食料関係で保存期間が5年間のアルファ米、これ何種類がワカメごはんとか五目ごはん、山菜、おこわがあるわけですが、このアルファ米は400食準備しております。4,000食ですね、失礼しました。保存期間が3年間のカレーライスセットが420食、けんちん汁と豚汁のセットがそれぞれ420食、クラッカーが280食、保存水がペットボトルで1,240本、20リットルタンクで10個を準備しております。備蓄品の数量は、地域防災計画で想定しておりました宮城県沖地震での短期避難者750名で想定しておりますが、に対して3日間の食料ということで計画しておったものでございます。

今回の東日本大震災では、お話のとおり電気・水道等のライフラインの被害が広範囲にわたり復旧に時間を要したこと、また店舗の破損が大きくて営業再開がおくれたこと、さらには道路、港湾、鉄道が被災によって物

流が滞り、そのことによる食料品、生活用品が不足した状況でございます。

町民の防災対策としまして、今月の広報に掲載をしておりますけれども、非常食としてペットボトル詰め飲料水、缶詰、レトルト食品、インスタント食品など、電気・ガスや水道が停止することを想定をして、常温で保存可能な日常利用できる食料品を3日分ぐらい保存食として備蓄してくださいというお願いと言いますか、記事をのせておるところでもございます。また、災害時の非常食として、町内防災組織で一時避難所の地区集会所、その防災組織としてアルファ米を備蓄している地区もあるようでございます。

町の職員や消防団員で非常食を備蓄するという事、ご提案のありましたその方法につきましては大変有効であると思っておりますし、常温で保存可能な製品で日常食している食品であれば、効果的に備蓄ができると考えてもおります。

こういったことから、各団体に呼びかけをし、希望がある団体を中心に斡旋を検討してまいりたいと、このように考えております。以上です。

議長 (大須賀 啓君)
4番平渡高志君。

4番 (平渡高志君)

これは1月末、2月でしたか、ことしの、このやり方、方式は、実は石巻市でこれを取り入れたというような報道がありました。それで、私も3月議会にこれを出そうかなと考えておったところですが、別な案件があったものですから、一応そっちの方を回してしまったということで、これ取り上げなかったのですが、今回、少し遅かったかもしれませんが、石巻では1月末から2月にかけて、このやり方、県内で初めてだそうです、職員を中心にこの市で斡旋をしたということで、今回津波でこの非常食も流されてしまったかもしれませんが、職員等々はこれで補ったということもございました。それで、今、町長の答弁の中で、広報等で、今回各家庭に呼びかけたとありましたが、確かに前からこういう問題はいろいろな広報でも出していただいた経緯もありますが、やはりどこでこういうものをセット的なものがないのです、各部分的なものは、乾パンとかペットボトル等

はありますけれども、やはり町で一括して、これを取りまとめて何日分で幾らというようなものを出せば、これには非常食、いろいろな火を使わないでもすぐ食べられるようなもの、ペットボトルとかあとマスクとか、セットで入っておるのです。それを、やはり私は勧めるということではありますが、今、いい考えであるというような町長のお言葉で、これは斡旋を検討してまいりたいと言った言葉をいただきましたが、この検討という言葉は、私たちのものでは国会にしろ、県議会にしろ、町議会でもありますが、検討しますということはないというようなことかと認識にも私はとるのです。だから、斡旋をしてまいりますといったような言葉なのか、それとも今から何年かかってかこれを考えていくかということなのか、その点をお伺いします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

検討という言葉ですが、これまでもいろいろ検討というお話をさせてもらってますが、やらないということではないということで、そこは誤解をされて、もしそういうふうにとらえているのであれば、やらないということではないということで、まずそれはお話をさせていただきたい。

それから、この斡旋についてですが、これは斡旋することについてはすぐにでもできるというか、声かけをするということですが、今お話のあったセット物とかそういった物について、どういった物があるのか。これまで町では先ほどもお話しましたけれども、レトルト食品、アルファ米とか、そういったものでは準備しているところでございますけれども、今、食料のほかにマスクもセットになっているとか、いろいろあるようでございますので、そういったの教えていただいて、そしてどういったものがあるのか、町から言っただけではなくて、例えば婦人防火クラブの皆さんとか、そういった方々もこれならいいとか、これは不便だとかいろいろあると思いますので、そういった品物の選択とかもあると思いますので、そのことについては検討というか、早速でも取りかかれると思っておりません。斡旋と言いますか、ご紹介という形になると思います。

議長 (大須賀 啓君)
4 番平渡高志君。

4 番 (平渡高志君)

それを聞いて、私もやる気が出てまいりました。

早速やっていただけるということで、前段、私も消防団員でありますので、消防団の方には話を通して、今回こういうような非常食を全団員にそろえたらどうかというような話も幹部の中でしてありまして、前向きにとらえております。

また、鶴巣地区だけの話ですけれども、婦人会、また鶴巣の婦人防火クラブの方々、婦人防火クラブというと600戸毎戸ですから、その方々の会長さんも、ぜひ町の方でそういうことしていただけるのなら、私たち有償でもそろえますという言葉もいただいておりますから、やはり町ですぐやってもらわないと私の立場もなくなるのかなと思って、今、確かめたところであります。早速、こういうのを各種団体等々を通じて、早急にやっていただければ各地区のそういう組織のないところでも、それを耳で聞いていいものがあるということであれば、それを町に頼めばいいのだなということで、私は進むと思うのです。ただ、やはり広報だけしてもこれは余り買わないし、特にこういう災害があったすぐに、やはりやらないとすぐ忘れてしまいがちなものですから、これをしてもらわないと効果がないのかなと。

あと、先ほど4,000食等々今までそろえたという話ですけれども、大和町の今回の避難のピーク時が1,077名がピーク時で避難したのです。それで、配食の本当の朝食だけで、1回2,100食ぐらい出した経緯もあるのです。ですから、町で備蓄している本当に保存食何かはすぐ一日も持たないということで今回でわかったわけですから、やはり町でだけでなく、地域でとにかく毎戸でそういうものをそろえていただくことが先決だと思いますので、ぜひ早急にこれをやっていただければと思います。

それでは、2件目に入ります。

今般の地震での災害対策の検証はの質問であります、ここ数年近い将来宮城沖地震が必ず起こるということは、テレビ・新聞・マスコミ等でさかんに報道されてきました。私も一般質問や会議等々でことあるごとに災

害に強いまちづくりを提言してまいりました。

町もいろいろな施策を取ってきており、その中でも軽トラック小型ポンプ積載車4台を配備したことは、大きな効果がありました。これによって、消防団は各地区で大きな力を発揮し、また自主防災組織をつくった地区は、地域一丸となって協力し合ったが、その反面、今回の災害に対処対応できなかった面も多々あったと思われまます。このようなことを町当局はどのように反省し、今後どのように対応していくのか、前向きの所見を伺います。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、災害対策の検証でございますけれども、今回の震災直後には電気・ガス・水道等のインフラが遮断されまして、数日間にわたって町民の皆さんは夜暗い中で、大変不安なときを過ごされたところでございます。その間、消防団皆様には大変なご協力をいただきまして、町内各地区の巡回、そして避難所への物資の運搬、盗難防止のための警らなど、住民にとっては大変心のよりどころになったと思っております。深く感謝を申し上げます。

また、これまで自主防災組織の立ち上げについて、各地に要請をしておりますが、先ほども浅野議員のときにもお話しましたけれども、現在29地区28組織が設立しておりまして、災害発生時には自助・共助・公助が原則であると言われる中、地域住民の皆さんが連携して自分の地域は、地域のみんなで守ることが大変重要であるとの認識のもとに、今回の震災では地域の皆様の安否確認や地区の安全確認、炊き出しなど地域一丸となって取り組んでいただき、地域にとって大変重要な組織であることを再認識して、我々もしましたし、地域の方にもしていただいたところでございます。

また、町内全体から見ますと半分の地区となっております。その組織化、未設置の地区は早急に立ち上げていただくよう、要請してまいりたいと考えております。

また、今回の災害におきまして、これまで地域防災計画に設定した内容でも対処できない課題が多かったところでございます。避難所には支援を求めて多くの住民の皆さんが集まりましたが、備蓄していた非常食、先ほど議員もお話のとおり不足をいたしましたし、炊き出しや協力していただいたスーパーや企業のご支援があつて食料の確保ができたところでございます。

今後は備蓄すべき物品の確保や食料の確保、さらには発電機、暖房用の燃料、また緊急車両の燃料の確保など課題が明確となったものでございます。

また、停電状態が続きまして、高架水槽への送水ができなかったり、地下タンクにある燃料のくみ出しができなかったなど、長期間の停電状態への対応の検討を行う必要を感じたところでございます。

これらについては、一つ一つ検証を行つて、災害に強いまちづくりに取り組んでまいりたいと、このように考えておるところでございます。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

4 番平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

今回の、まず一番は油の確保が大変だったのではないかなと、私なりに思っております。これはやはりスタンド等としっかりとした今までの協定がないのも、事実ではなかったのかなと。また、物資の面でも大手スーパー等々ありましたけれども、そこからの支援も完全ではなかった。幾らかはいただいて面もあるでしょうけれども、やはりスーパー挙げて物資を応援したところも、他町村ではあつたようではありますが、本町ではそのようなことは余りなかった。やはりこういったことはしっかりとしたスタンド、また大手スーパー、量販店等々といざ災害のときは、やはり物資を全面的に供給していただくというような協定をしっかりと結ばなければいけなかったのかなと思いました。

また、いろいろ前段の方々が言ったとおり、発電機がちょっと不足したとか、容量が足りなかったと、やはりそういうのもいろいろあつたと思ひ

ます。やはりそういったものを検証する期間も、多分立ち上げると思いますが、それは内部の人たちだけで検証するのか、また外部の人を入れてやるのか、その委員会はいつ立ち上げるのか、やはりそういうことを、町長はどう考えておるか伺います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

お話あったとおり、今回油の確保等につきましては大変な苦勞がありましたし、食料確保も厳しいものがございました。関係する企業、事業者の方々の多大なご協力の中で進めさせてもらったところでございますが、たしかに油とかの場合、ガソリンスタンド協定というものもやっておりませんでしたし、また備蓄等そういったこともやってなかったということがありました。いろいろそういった反省すべき面、今後すべきことがあるということで、今後、計画の見直しという中で、今、いろいろ情報なり反省材料なり、そういったものを整理をして、計画の見直し作業を一部資料集め等進めております。

そのほか、皆さんのご意見をということですが、委員会という考え方、今はちょっとそこまで具体的には持つておらなかったところでございますけれども、地区の代表の方々のご意見とかまたは団体の代表の方のご意見、そういったものにつきましては当然それぞれの地区でもいろいろ検証されておられるでしょうし、団体でも検証、場合によっては反省あろうかというふうに思っていますので、そういった方々からのご意見をちょうだいする機会は待たなければいけないと思っております。それが委員会という形になるか、それはまだそこまではちょっと具体にはなっておりませんが、いずれ見直しをするに当たっては、役場で経験したこと、また地区の方々が経験したこと、それぞれの団体の方が経験されたこと、そういったことを検証した中で計画の中に取り組んでいく必要があろうと思っておりますので、改めてそういった意見を聞く機会は持つていかなければいけないと思っております。

議 長 （大須賀 啓君）
4 番平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

今回の災害で、やはり初動体制が機能しなかったのがあるのかなと。やはり区長会、また民生委員、そういう方々の組織があるわけでありますが、やはりひとり暮らしの高齢者、ひとり暮らしの方々を知っているのはやはり民生委員が一番わかっているわけであります。そういう方々のところにすぐに安否確認は消防団の方でやりましたが、その後の電気、水道がとまったわけでありますから、やはりそういうところを民生委員さん方に見ていただくとか、また区長さん方がやるところは結構やったようですが、動かなかったところも結構あったということで、やはりそういう検証も今からしなければいけないのかなと思います。確かに何でもですけれども、いざこういうふうになれば、あれもそろえておかければなかったかなという反省はありますが、やはりそれにお金がかかるわけですから、どこまで金かけていいのかということが、やはり町長、初め町執行部はあったと思います。ですから、いろいろな災害について、いろいろな質問しても、やはりそこは実現しなかったのも結構多々合ったのかなと、先ほど質問の中で言いましたが、やはり金かかっても消防団の積載車を用意していただいたということは、私本当に同じ消防団員としていろいろありました。経費かかり過ぎるのではないとか。でも、それを今回はねのけるくらいの働きがあったと私は思っております。ですから、何かそろえたときそういう経費かかるのではないかなというのではなくて、やはり今回福島原発でも津波で来た瓦れきを取り除く重機、きょうの新聞かな、きのうの新聞あたりにのってますが、何千万もする重機を今度そろえると。それも何千年に1回、来るか来ないかわからない大きな津波のために何千万の重機を、今度瓦れき撤去するためにそろえると。それも結果論なんです、こういうふうになったから初めてやると。ですから、やはり少々金はかかっても、災害の対応はやはりしておくべきではないのかといった検証もやはり外部の委員を、外部の方を入れてやらないと、やはり内部だけで検証しても私甘いものになると思うのです。ですから、外部の方々の意見を聞きながら、やはり検証はしっかりとした形でやっていかないと、次につながらないと思うのですが、いかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

検証につきましては、先ほど申しましたとおり、そういう各種団体なり地域なり、そういった方々が今回いろいろ経験されている部分が大いにあるわけでございますので、そういった方々からもご意見も聞き、またいろいろどういったふうにあつたらいいか、そういったご意見を聞きながら進めていきたいと考えておるところでございます。

また、これまで、例えば民生委員さんとかそういった方々についての活用が、ちょっとこちらがというお話があったようでございますが、民生委員さん等にもこういった場合の対応というものは、なかなかそういったお話と言うのですか、常の対応はお願いをしているわけでございますけれども、なかなか民生委員さん等に対してこういたときにどういった対応をしてくれとか、そういったことについてお話する機会ないと言いますか、検証する機会もないのが今まで実態だというふうに思っております。やはりそういった組織がいろいろある中で、通常の活動とまたそういった非常時の活動、そういったことについて民生委員さんだけではないのですが、区長さんとか、そういったほかの団体さん、そういった部分についてもやはり話す機会をもっと設けておくことが、やはり常日ごろから大事なのだろうなというふうに思っております。

今回、そういった部分では、いつもお願いするとなると消防団とか非常事態の場合婦人防火クラブとか、危機管理の方はそちらの方をお願いするという傾向、どうしても強いわけでございますので、そうではなくて各団体に役割をできるような、そういった横の連携と言いますか、そういったものが必要になっていると思っております。そういったことも踏まえて、今後計画もいろいろな意見を聞きながら、見直してまいりたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）
4番平渡高志君。

4 番 (平渡高志君)

先ほど、松川議員また浅野議員のときのもあったとおり、防災計画をしっかりとしたものを、今後つくっていただきたいということで、あとまた地震、大雨等のハザードマップが各戸に配布されておりますが、やはりそのままになっている家庭が多いのかなと、目を通してないのが大部分かなと思います。それで、これを教訓に、早く地区ごとでもいいですし、いろいろな町の職員が行って、座談会、懇談会でもいいです、そのときマップ等を持ってきていただいて、やはりしっかりとしたこの地区はこうですよといったことは説明をしないと、ただ配布しただけでは、私何もならないと思うのです。だから、これを教訓に何かの地区懇談会等々開いて、やはり今回の検証をしながら、このハザードマップを持ってきていただいて、その説明をするのも私、一つの案かなと思いますが、町長いかがでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ハザードマップとか地震被害マップとか、いろいろつくっております。各戸配布をし、そのときには各地区を説明をしたり、代表者に説明をしているとありますが、ご案内のとおりどれほど利用してもらっているのかという部分については確認までしておらないところでございます。

今回こういうこともありまして、皆さんもそういった危機意識というか、そういうのあるというふうに思っておりますので、そういった機会、町で集まりがあって説明をする機会があれば、町で行ってご説明申し上げたいと思いますし、そういう要請があれば、ご説明をもちろんしたいと思いません。

あと、地区でも代表の方、消防団の方とかおいでのときに、その講演ではなくてもその地区でやってもらうとか、そういったご協力もできれば大変ありがたいと思いますので、よろしく願います。

議長 (大須賀 啓君)
4 番平渡高志君。

4 番 (平渡高志君)

今から復旧等々、復旧復興の仕事も大変あるでしょうが、まだ反省点もいろいろ生かしながら、地域でやはりいろいろなことあるごとに、そういう話し合いをもっていかなければならないかと思います。また自主防災組織を全地域につくれば、そこでいろいろな話ができるわけですから、早速自主防災組織を全地区に立ち上げることをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 (大須賀 啓君)

以上で、平渡高志君の一般質問を終わります。
これで一般質問を終わります。

日程第3「議案第39号 平成23年度大和町一般会計補正予算」

日程第4「議案第40号 平成23年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計
補正予算」

日程第5「議案第41号 平成23年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第3、議案第39号平成23年度大和町一般会計補正予算から日程第5、議案第41号平成23年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。
財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

それでは、議案書の1ページをお願いいたします。
あわせまして歳入歳出補正予算事項別明細書第2号ということで、別冊の資料もございますので、そちらもあわせてご準備をお願いいたします。
平成23年度大和町一般会計補正予算(第2号)でございます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ9,756万5,000円を追加いたしまして、予算総額を93億2,811万8,000円とするものでございます。

補正の款項の区分につきましては、第1表によるものでございます。

第2条につきましては、地方債の補正でございます。災害等廃棄物処理事業債3,990万円を追加しようとするものでございます。

それでは、事項別明細書3ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

議長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 (千葉恵右君)

15款2項6目特定防衛施設周辺整備調整交付金でございます。補正額は6,600万円でございます。1節特定防衛施設周辺整備調整交付金でございます。詳細につきましては、別冊の総務まちづくり課の資料をごらんをいただきたいと思います。

議案第39号関係説明資料となっております。ご準備をお願いいたします。

平成23年度特定防衛施設周辺整備調整交付金事業、いわゆるSACO交付金についての考え方についてご説明を申し上げます。

ことに、町長のあいさつにもございましたが、まず本年度の米軍によります移転訓練の予定でございますが、本年1月28日に東北防衛局より8月下旬から9月にかけて実施するとの連絡を受けております。これによりまして、訓練実施の都市のSACOの交付金は1億2,000万円の交付が行われる予定となっております。これに基づきまして、5月12日に一時交付金分の55%として6,600万円の交付決定があったところでございます。残りの5,400万円につきましては、訓練が実施された場合、12月中旬以降に普通交付額と一緒に二次交付として決定される予定でございます。

また、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律が改正されまして、用途をより事由にして、使い勝手をよくする内容というふうに法改正があったものでございまして、これによりまして医療費の助成あるいは調査費

用に係るもの等のいわゆるソフト事業とリニューアル事業、修繕関係、これに係る事業まで拡大をされたものでございます。このことによりまして、当初予算措置をしていたもののうちから、補助対象となる事業を抽出いたしまして、一般財源の一部をS A C Oの交付金の方に振替るという内容でございます。

なお、振替によりまして、産み出される一般財源につきましては、財政調整基金に戻し入れをして調整を図ったものでございます。

充当する事業につきましては、一覧の表のとおりでございまして、1番仙台北部工業団地内法面除草事業でございます。表の中に右の方に事業予定額というふうになっておりますが、これは全体の事業費でございまして、そのうちS A C O交付金の充当予定が100万円という内容でございます。

2番目が生徒通学対策事業でございます。

現在のスクールバス委託費に充当するものでございまして、充当額は1,900万円としております。

3番目が大和町総合体育館管理事業ということで、現在の施設管理の委託をしておりますので、これに充当する費用でございまして、350万円というふうになってございます。

4番目が大和町総合運動公園管理運営事業といたしまして、総合運動公園の管理運営の補助員として嘱託員の人件費として350万円を充当する予定でございます。

5番目が大和町ふれあい文化創造センター管理運営事業ということで、まほろばホールの管理運営に係る費用でございます。1,800万円を充当する考えでございます。

6番目が介護用品購入費助成事業といたしまして、高齢者の介護用品の購入の助成に充てるということで、250万円を充当する考えでございます。

7番目が妊婦健診健康審査事業ということで、12回実施をしてございますが、このうち5回分が町の単独の事業というふうになってございますので、この分に係る費用を充当しようとするもので250万円でございます。

8番目が町民バス運行事業といたしまして、町民バス運行業務の委託費用ということで、400万円の充当でございます。

9番目が大和町学校給食センター運営管理事業といたしまして、学校給食センターの運営に係る各種の委託費でございます。この中には食材費あ

るいは給食費の歳入がございますので、そういったものは経費の対象外ということで除いてございます。1,200万円を充当するというので、9項目で6,600万円を充当するという考えにしてございます。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

財政課長八島勇幸君。

財政課長 (八島勇幸君)

続きまして、8目災害復旧費国庫補助金3節災害等廃棄物処理事業費補助金でございますけれども、今回の震災によりまして発生いたしました災害ごみ処理に要します補助金3,995万円を今回計上するものでございまして、補助率につきましては2分の1でございます。

県支出金2項の県補助金でございますけれども、協働教育プラットフォーム事業といたしまして、県単独の新規事業50万円でございます。補助率につきましては、2分の1でございます。

同じく県補助金9目緊急雇用創出事業費補助金でございますけれども、国の交付金事業に新たに震災対応分野が新設されたものでございまして、860万5,000円計上いたすものでございます。

3目県委託金でございますけれども、スクールソーシャルワーカー活用委託金であります。74万9,000円から29万円減額となったものでございます。

19款繰入金2項基金繰入金5目財政調整基金繰入金でございますが、今回の震災によりまして取り崩しを予定いたしておりましたけれども、特定防衛施設調整交付金が、先ほど総務まちづくり課長説明のとおり、ソフト事業対応可能となったことによりまして、5,950万円の財政調整基金の取り崩しを減額いたそうとするものでございます。

4ページをごらんをいただきたいと思います。

21款諸収入5項雑入町文化振興協会運営事業費精算金236万3,000円でございますが、こちらは平成22年度のまほろばホール自主事業に係る精算に伴う収入でございます。その他の収入3万7,000円につきましては、歳入の財源調整でございます。

22款1項6目災害救済につきましては、災害ごみ処分の国庫補助金の裏負担といたしましての起債3,990万円を計上いたすものでございます。

歳入につきましては、以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長 （菅原敏彦君）

それではご説明申し上げます。

事項別明細書の5ページをお開きいただきたいと思えます。

3歳出、2款1項6目企画費でございます。これにつきましては補正額ゼロ円となっておりますが、財源調整ということでお願いするものでございます。

補正額の財源内訳でございますが、国庫支出金400万円を追加し、一般財源をマイナス400万円、これにつきましては特定防衛施設周辺整備調整交付金事業としての財源振替ということでお願いするものでございます。よろしく申し上げます。

議長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長千葉恵右君。

総務まちづくり課長 （千葉恵右君）

7目電子計算費でございます。18節備品購入費といたしまして、庁用器具費50万3,000円を整備するものでございます。昭和63年に電算処理用の大型シュレッダーを購入しておりますが、これが破損いたしまして修理不能となったことから、新たに購入するものでございます。

議長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長 （瀬戸啓一君）

続きまして、3款民生費でございます。

1項2目老人福祉費につきましては、在宅老人対策費としましての介護用品購入費助成、先ほど総務まちづくり課長説明のとおりでございますけれども、これの財源の振替をお願いするものでございます。

続きまして4款衛生費1項1目保健衛生総務費でございます。

これにつきましても、SACO調整予算の関係でございますけれども、母子保健推進費としましての妊婦健診の助成費相当分、これにつきましても財源の振替調整を行うものでございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長 （菅原敏彦君）

続きまして、4款2項1目廃棄物処理費でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、今回生ごみ施設の生ごみ処理機等の購入費の補助金につきまして、家庭用電気式生ごみ処理機5機分の、当初に加えて追加して補正を今回お願いするものでございます。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 （庄司正巳君）

6ページでございます。

6款商工費1項2目商工振興費でございますが、仙台北部中核工業団地法面除草に係る一般財源と特定財源、SACO予算の財源の組み替えによるものでございます。

3目観光費でございますが、11節修繕料につきましては旗坂キャンプ場トイレの修繕に要する所要額を計上いたしましたものでございます。

内容につきましては、ことしの冬の雪の重さにより、キャンプ場トイレ屋根がへこみ、破損していることにより修繕をいたすものでございます。

15節工事請負費につきましては、七ツ森陶芸体験館のかま、穴がま、ガスがま、電気がまが地震によりそれぞれ一部破損したことから、復旧工事に要する所要額を計上したものでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

続きまして、7款土木費4項3目公園費の11節需用費につきましては、ワカバ公園の木製複合遊具の修繕に要するものでございます。15節の工事請負費につきましては、一里塚公園の遊具の撤去に要するものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

9款教育費2項2目教育振興費でございますが、副ソーシャルワーカー活用委託事業につきまして、県からの委託費が確定しましたことから、財源の振替を行うものであります。

同じく3項中学校費の学校管理費でございますけれども、これにつきましては先ほど総務まちづくり課長が説明したとおりのSACO交付金を充当するということになりましたので、財源の振替を行うものであります。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

生涯学習課長森 茂君。

生涯学習課長 （森 茂君）

先ほど財政課長が説明申し上げました歳入4ページでございますけれども、上から3行目の町文化振興協会運営事業費精算金でございますが、これにつきましては別冊平成22年度大和町文化振興協会歳入歳出決算書をごらん願いたいと思います。

表紙を開いていただきまして平成22年度大和町文化振興協会歳入歳出決算書事項別明細書の一番下でございますが、最下段でございますけれども、歳入総額3,272万3,704円から歳出総額3,035万9,891円を差し引きました翌

年度繰越分236万3,813円を、平成23年度一般会計に戻し入れたいそうとするものでございます。

事項別明細書6ページにお戻りいただきたいと思います。

9款4項1目社会教育総務費からでございます。

補正額の財源内訳ですが、国県支出金50万円としまして一般財源20万5,000円をマイナスとしまして、協働教育プラットフォーム事業費によります財源振替でございます。

19節負担金補助及び交付金29万5,000円につきましては、宮城県巡回小劇場公演決定に伴います公演料負担金であります。

続きまして、事項別明細書7ページをごらんをいただきたいと思います。

同じく4目まほろばホール管理費でございます。補正額の財源内訳でございますが、国県支出金1,883万9,000円としまして、一般財源1,677万2,000円をマイナスとしましてSACO予算による財源振替です。

4節共済費1万1,000円と賃金82万8,000円につきましては、まほろばホール受付パート職員雇用に要する経費でございます。

18節備品購入費、庁用器具費22万8,000円につきましては、大会議室の給湯器修理交換に要する経費でございます。同じく18節備品購入費、展示品購入費100万円につきましては佐藤忠良ギャラリー展示用ブロンズ像購入に要する経費でございます。

9款5項4目総合運動公園管理費でございます。

補正額の財源内訳ですが、国県支出金700万円としまして、一般財源700万円をマイナスとしましてSACO予算によります財源振替です。

続きまして、9款5項7目学校給食センター費でございます。

補正額の財源内訳ですが、国県支出金1,200万円として一般財源1,200万円マイナスとしましてSACO予算によります財源振替でございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 (大須賀 啓君)

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長 (瀬戸啓一君)

続きまして10款災害復旧費でございます。

2項1目総務災害復旧費につきましては、4節、7節でございますけれども、このたびの震災、特に生活再建復興事務に要します事務補助員の社会保険料、賃金に要する費用でございます。よろしく申し上げます。

議長 長 （大須賀 啓君）

環境生活課長菅原敏彦君。

環境生活課長 （菅原敏彦君）

続きまして、2目衛生環境災害復旧費につきましてご説明申し上げます。

13節委託料につきましては、先ほど歳入で説明のございました災害復旧の国庫補助金及び町債での起債というふうな形で歳入が確保されております。また、今回の東日本大震災によります町内の建物等被災の震災ごみ、これの処理計画のもと仮置き場3カ所、総重量約4,500トンと推計いたします震災ごみを今回民間へ業務委託し、処分をいたす経費として補正をお願いするものでございます。

続きまして、19節負担金補助及び交付金の地区集会施設復旧事業費補助金につきましては、集会施設の修繕に要します経費、これの2分の1かつ150万円を限度とし補助しようとするための補正を、今回お願いいたしますものでございます。以上です。

議長 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

続きまして、5目土木施設災害復旧費の4節共済費と7節の賃金でございますが、緊急雇用創出事業により、災害復旧事業に係る臨時事務補助員に要するものでございます。予定は7月から3月までの9カ月分といたしてございます。よろしく申し上げます。

議長 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

6目教育施設災害復旧費でございます。

7節につきましては、緊急雇用創出事業を活用しました震災対応事業で、被災地から大和町内の小中学校に転校してきました児童生徒が抱える心の問題等和らげるよう、相談相手になっていただく方を雇用しようとするもので、被災児童生徒を受け入れております吉岡小学校、鶴巣小学校、小野小学校、大和中学校にそれぞれ1名ずつ計4名をメンタルケア補助員として雇用するもの、また事務補助員1名を教育総務課より雇用するものでございまして、4節につきましてはこれら雇用にかかわります社会保険料でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町民課長内海賢一君。

町民課長 （内海賢一君）

続きまして、議案書の5ページをお願いいたします。

議案第40号平成23年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成23年度大和町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億4,958万3,000円とするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

事項別明細書の12ページをお願いいたします。

歳入11款4項5目1節の雑入30万円は、国保連合会からの助成金でございます。

歳出の8款2項1目保健衛生普及費ですが、市町村保健事業支援モデル事業に係るもので、8節報償費は講師謝礼、11節の消耗品等はコピー用紙、アンケート等でございます。また、12節通信運搬費は、アンケートの送付及び回収費でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸啓一君。

保健福祉課長（瀬戸啓一君）

続きまして、戻っていただきまして、議案書7ページお願いいたします。

議案第41号でございます。

平成23年度大和町介護保険事業勘定特別会計の補正予算でございます。

第1条としまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万2,000円を追加いたしまして、総額を13億4,239万円とお願いするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の補正につきましては、第1表のとおりでございます。

事項別明細書の15ページ、お願いいたします。

15ページでございます。

歳入でございます。

7款繰入金2項1目財政調整繰入金1節でございますけれども、基金よりの繰り入れをお願いするものでございます。

歳出としまして、1款総務費2項1目賦課徴収費13節委託料につきましては、このたびの震災によります震災被災者に対しまして介護保険料の減免・還付に関しまして、電算のシステム改修委託料46万2,000円補正をお願いするものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

これで説明を終わります。

お諮りします。

議事の都合により、6月16日は休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、6月16日は休会することに決定しました。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、17日の午後1時30分です。

ご苦労さまでした。

午後3時05分 延 会